

米軍基地関係特別委員会記録
＜第3号＞

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月23日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成22年 3月23日 火曜日
開 会 午後 1 時28分
散 会 午後 7 時00分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第167号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第163号、同第167号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、同第207号、同第208号、陳情第5号、第11号、第21号、第22号、第26号、第34号及び第37号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍車両によるひき逃げ事件について）（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君

委	員	照	屋	大	河	君
委	員	前	田	政	明	君
委	員	上	原		章	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	玉	城		満	君
委	員	山	内	末	子	さん
委	員	吉	田	勝	廣	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	上 原 良 幸 君
基 地 対 策 課 長	又 吉 進 君
企画部企画調整課跡地対策監	名嘉真 稔 君
文化環境部環境企画統括監	金 城 康 政 君
農林水産部農漁村基盤統括監	津波古 喜 正 君
土木建築部土木整備統括監	当 間 清 勝 君
教 育 庁 文 化 課 長	大 城 慧 君
警 察 本 部 刑 事 部 長	内 間 康 洋 君
警 察 本 部 捜 査 第 一 課 長	高 嶺 隆 喜 君
警察本部捜査第一課国際室長	幸 喜 一 史 君
警 察 本 部 交 通 部 長	北 川 秀 行 君
警 察 本 部 交 通 指 導 課 長	吉 永 安 彦 君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外32件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部企画調整課跡地対策監、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外32件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○上原良幸知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続26件、新規7件となっております。それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審査となっている請願及び陳情27件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

請願・陳情説明資料の47ページをお開きください。

陳情第5号日米地位協定の抜本的な改定を求める陳情につきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の記4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、請願・陳情説明資料の48ページをお開きください。

陳情第11号普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐、機能強化に断固反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止することにつきましては、県は、昨年12月、普天間飛行場滑走路修復工事に伴い、同飛行場の固定翼機が嘉手納飛行場へ一時的に移動するとの連絡を受け、沖縄防衛局に対し、周辺住民への影響を及ぼさないよう申し入れを行ったところであります。嘉手納飛行場周辺では、騒音が住民生活に大きな影響を及ぼしており、今回の措置でさらなる影響が出ないよう配慮すべきであると考えております。

2、普天間基地の嘉手納基地への統合機能分散を行わないことにつきまして

は、普天間飛行場移設問題については、政府及び政権与党議員等がさまざまな御提案をされておりますが、県としては、政府方針の検討状況を注視しつつ、機会あるごとに政府と意見交換に努めているところであります。いずれにしましても、嘉手納飛行場周辺の市町村において、航空機騒音等過重な基地負担が増加することは、あってはならないと考えております。

3、嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を図ることにつきましては、嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請していきたいと考えております。

次に、請願・陳情説明資料の49ページをお開きください。

陳情第21号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情平成21年第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、請願・陳情説明資料の50ページをお開きください。

陳情第22号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきましては、処理概要が陳情平成21年第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、請願・陳情説明資料の51ページをお開きください。

陳情第26号「座り込み住民弾圧裁判への抗議」を含む3項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、国が座り込み住民を起訴することに対する抗議と撤回を求めることにつきましては、沖縄防衛局によると、平成20年から平成21年にかけて行われた通行妨害禁止及び工作物等収去の仮処分の手続を経て、去る1月29日、現場で反対運動をする住民2人を相手に通行妨害禁止を求める訴訟を提起したとのことであります。県としては、現在、本件が係争中であることから、コメントを差し控えたいと思います。

次に、請願・陳情説明資料の53ページをお開きください。

陳情第34号日米地位協定の見直しを求める陳情につきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の記4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、請願・陳情説明資料の54ページをお開きください。

陳情第37号 B52戦略爆撃機、F22A戦闘機及びF A18E 戦闘攻撃機等の飛来に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、今後、いかなる理由でもB52戦略爆撃機の飛来は行わないことにつきましては、県では、飛来の連絡を受けた去る2月5日、外務省を通じ、米軍において航空機の安全に万全を期すとともに、B52戦略爆撃機を速やかに離陸させるよう申し入れたところであります。

飛来理由について米軍は、シンガポールでのエアショーに参加するための移動中、空中給油の支援を受けるべきところ、給油機のふぐあいにより、やむなく嘉手納飛行場に着陸したと説明しております。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、県民に被害や不安を与えることがないように、安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

2、F22Aラプター戦闘機及びF A18E スーパーホーネット戦闘攻撃機等外来機の飛来・訓練をやめること、4、嘉手納基地の負担軽減を図り、機能強化をやめることにつきましては、処理概要が陳情第11号の記3に同じでありますので説明は省略させていただきます。

3、町民への航空機飛来等に関する迅速な情報提供、連絡体制を確立することにつきましては、県としては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じ、飛行実態に関する情報公開等を日米両政府に要請しているところであり、今後とも関係市町村等とも連携し、粘り強く求めていきたいと考えております。

5、町民要求を反映した日米地位協定となるよう抜本的な改定を図ることにつきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の記4に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情33件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、企画部企画調整課跡地対策監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

名嘉真稔企画調整課跡地対策監。

○名嘉真稔企画調整課跡地対策監 陳情平成20年第167号第二次返還特措法の

制定に関する陳情につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 企画部企画調整課跡地対策監の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政環境企画統括監。

○**金城康政環境企画統括監** 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

文化環境部関連の請願は継続1件、陳情は継続8件、新規1件となっております。

初めに、継続審査となっている請願及び陳情につきまして、処理概要に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、請願・陳情説明資料の52ページをお開きください。

陳情者は、「ヘリパッドいらない」住民の会共同代表宮城勝己であり、件名は「座り込み住民弾圧裁判への抗議」を含む3項目の決議を求める陳情となっております。

本陳情の処理方針につきましては、請願・陳情説明資料の36ページの陳情平成21年第161号の3と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

津波古喜正農漁村基盤統括監。

○**津波古喜正農漁村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処

理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続1件となっております。

請願・陳情説明資料の31ページをお開きください。

陳情平成21年第125号「普天間」代替基地建設工事の中止を求める陳情の中の記4、県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木整備統括監。

○**当間清勝土木整備統括監** 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

請願・陳情説明資料の32ページをお開きください。

陳情平成21年第125号「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧文化課長。

○**大城慧文化課長** 教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

請願・陳情説明資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6につきましては、前定

例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、請願・陳情説明資料の13ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業にかかるアクセス手続及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

内間康洋刑事部長。

○内間康洋刑事部長 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会関連の陳情となっております陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理概要であります。前定例会と処理概要の内容に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情平成20年第204号及び普天間飛行場代替施設に係る名護市辺野古に関する問題で質疑をします。知事公室長、多分4月からは副知事になられると思いますけれど、この間、予算特別委員会の質疑の中でも、知事公室長のお考えとして、観光立県という面では米軍基地問題の中でも演習場が大きな問題だと、そういう面では演習場の撤去といたしますか、今の基地問題につ

いて風穴をあけていく必要があるのではないかという趣旨のお話をされておりましたけれども、そういう面では、この普天間飛行場関連の問題について、基本的な今の当局の考え方及び知事公室長の考え方について、まず最初にお聞きしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 普天間飛行場の問題については、市街地の中心部に位置するというので、住民生活に極めて深刻な影響があるということから、早期返還を求めてきたわけでありましてけれども、この間、SACO合意、それから米軍再編の合意を経て現行案になったのですけれども、環境アセスメントも準備書の段階までできました。そういう中で、昨年9月に民主党を中心にした連立政権が発足しまして、普天間飛行場の県外移設ということが、かなりその間の選挙でのマニフェスト等々です。マニフェストではありませんけれど、選挙期間中のいろいろな発言等の中で、県外移設に対してかなり県民の期待を持たせるような発言が相次ぎ、現在、名護市長選挙あるいは今県議会での全会一致の決議等々があります。その結果、現行案については大変厳しい状況になっていると、私も申しております。問題はこれからですけれども、3月中ということで、政府案という話が出ましたが、実際、具体的な案が出てくるのか、あるいは考え方というものが示されるのかどうか。また、きょうも報道がありましたように、7時から総理大臣、外務大臣、防衛大臣それから官房長官を含めて協議をされるということで、3月にどういう案が出てくるのか。あるいは、5月決着ということですのでけれども、そこまでどういう展開になるのか。そういうことを踏まえて、今後そういう動向を踏まえながら、知事として県として、適宜、適切な意思といいますか、それを表明しなければならないという時期が来ると思います。今、そういう状況です。

○前田政明委員 具体的にいきますけれど、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案とか、勝連半島沖合案とかいろいろありますね。これに対しては、知事は基本的にどういう見解を持っているのでしょうか。

○上原良幸知事公室長 まず、この13年間若干動きはありましたけれども、位置の動きはありましたけれども、名護市辺野古を中心とした場所への移設ということが最も可能性があるといいますか、そういうことで進めてきたわけですから、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案とか、あるいはホワイト・ビーチ地区沖合案—現在報道段階ではありますけれども、そういうものが出てきたときに、それをどう思うかと言われても、これは現行案に比べてより厳しい

というしかないと思います。

○前田政明委員 本当に鳩山内閣の公約違反というか、民意を踏みにじる対応に対して非常に憤りを感じています。沖縄県民の心をもてあそぶべきではないと、私も政府要請に行ったときに、直接お話ししたことがありますけれど、そういう状況になっているのではないかなど。それで、県議会決議も全会一致でやられていますけれど、知事は厳しい状況と今知事公室長も言われましたが、もう一回お聞きしますけれど、名護市辺野古沿岸案については、基本的に苦渋の選択として、ちょっと沖に寄せてもらえば、やむを得ないという立場は変わらないのですか。

○上原良幸知事公室長 それまでやってきたわけですがけれども、しかし先ほど言いましたように、名護市長選挙の結果—今の現行案というものは、前の名護市長も苦渋の決断で進めてきたわけですがけれども、その名護市長が反対の市長に変わりましたということですね。それから、今言われました県議会の決議ということでは、知事は、かなり極めて極めてと2回も繰り返していますけれども、そういう厳しいことだと思います。

○前田政明委員 私は個人的なものですけれど、最悪の場合、あちこちやって結局はだめだと、アメリカが合意しないといかないと、地元が同意しなければいかないというようなことを、アメリカ政府が新聞報道で言っていますよね。そうすると、結局予算措置としては、今の連立政権は環境アセスメントの手の予算は執行する、予算はついていると。そして、予備費その他で1兆円か決まれば、名護市辺野古に新基地建設をする財源も、一応は予算措置していると。そういう面で、その辺の動向が、實際上それを打ち消していない。これまで出てきている案は、それぞれ以前にだめになった案ですよね。それをわざわざ今、そういう流れで出してきた、實際上今言われているように、知事もこれは認めるわけにはいかないということを明確にしていますよね。地元も明確にしていると。そういう面では、まだ知事公室長を含めて、非常にあいまいなのは、さっき言ったV字型の名護市辺野古沿岸案というものが消えていないと。先ほどの知事公室長のお話からすると、地元の市長が苦渋の選択をしたけれども、新しい民意としては、名護市の稲嶺市長が誕生して、海も陸もこれはもうだめだという意味では、実質的にはかなり無理だという認識で理解していいのですか。

○上原良幸知事公室長 最初の名護市辺野古沖のとき、大田知事と比嘉徹也名

護市長のころでした。それから、今V字型案についても、島袋名護市長のときですけれども、いずれも地元の合意といいますか、地元が了解した上でしか県は動いていないといいますか、政府ともいろいろなやりとりもしていないということがありますから、知事は知事で、国に対して頭越しにはとっていますから、県は県で名護市の意向というものは、極めて重要だと思っています。

○前田政明委員 地元の合意がなければ、当然知事も応じないという理解でいいわけですね。

○上原良幸知事公室長 知事の姿勢というものは、そういうものだと考えています。

○前田政明委員 今の連立政権の動きというものは、僕は何度も言うけれども民意を反映していない。結局、県外、国外と、県内移設はないのだと、県民の負担を軽減するのだと、県民の皆さんの思いにこたえるのだと言って、衆議院議員総選挙をやったわけですからね。今の対応というものは、本当に許せないなと思うのです。そういう面では、残念ながら鳩山政権対沖縄県民というような図式にならざるを得ないのではないのかと。そういう流れからすると、予算特別委員会の総括質疑で、私は知事に県民大会のことについて、一緒に参加しませんかと、復帰闘争を上回る形で、保守・革新を問わずに全会一致で県内移設をやめると、沖縄県にはこれ以上の基地は受け入れられないのだというこの思いを表明している中で、今この瞬間にあいまいな傍観者的といったら怒りますけれど、本当にこの思いの中で、私は副知事になれる知事公室長の考えが、非常に知事に対しても大きな影響を与えると思うのです。私は、この局面は50年に1度あるかないかの—ある面では沖縄県民にとってみれば、100年に1度あるかないかの歴史的な局面ではないのかなと。そういう面では、先ほど地元の合意がなければだめだと、名護市の辺野古沿岸案というものは、前の名護市長が苦渋の選択でやったものだということでしたよね。そういう面では、現実的に今非常に難しいという流れの中で、県議会決議の趣旨と知事は同じ気持ちだということまでいっていますよね。だから今後3月末—きょうを含めて、政府の連立政権において協議される中身で、公約に基づく方向はないと思うのですよ。新たな方向というものは、私は期待できないと思うのですね。そうなりますと、やはり県民大会が10万人規模で県内移設反対と、もう沖縄県ではこれ以上の基地は受け入れられないのだと、この思いを日米両政府に訴えることが、今の局面を変えていく、そういう局面をつくり出していく時期ではないか

と思っていますけれど、知事公室長、副知事にもなって職務代理者にもなりますけれど、改めてそのところは、知事は今どういう心境なのでしょう。

○上原良幸知事公室長 公約の実現—民主党が掲げた県外移設という公約の実現が、かなり厳しいのではないかという前提でのお話ですけれども、いずれにしても、3月にどういう案が出てくるのか、あるいは出てこないのか、5月末までにどういう決着をするかどうかということですが、予断を持って今の段階では申し上げられませんけれども、我々としては、いろいろなケースはありますが、もし県内のものしか出てこなかったときには、県外移設についてどういう検討をしたのかとか、十分な説明責任を求めていきます。その上で、県民大会の参加も含めて、今後の政府の対応の仕方といいますか、事態の進展というものを本当に重大な関心を持って見ながら、適切な対応をしていくということです。

○前田政明委員 ちょっと戻りますけれど、政府は地元の—アメリカもそうですけれども、地元の合意と、同意というのですか、それは当然県知事の同意というものも入っていると理解していいのですよね。

○上原良幸知事公室長 当然入っていると思います。

○前田政明委員 そうすれば、地元の市長、それから県知事が同意しないという立場に今あると思うのですけれど、先ほどの知事の今の状況を踏まえた新たな判断といいますか、県民大会は4月25日ですよね。そうすると、大体いつごろ皆さんとしては表明されるのか。それは、知事が参加するということと参加しないということでは、全然違うのですよね。だから、参加するなら、二、三日前とか1週間前ではなくて、やはりなるべく早い時期に知事的意思を表明することが、今の事態を打開していく、すなわち、日米両政府にあいまいな対応は許さないと。最近の密約問題を含めて、地元新聞に記事が載っていますけれど、アメリカ政府が本土復帰を考える前提として、いろいろ植民地的な、しかしそれは新原昭治氏の文書によりますと、瀬長亀次郎氏を那覇市長から強制的に追放したと、これが大きな火種となって広がり、アメリカの中にもやり過ぎだったと、植民地的支配を強めるべきだということがあったけれど、それが火種になってどんどん盛り上がる中で、このままではアメリカ政府の国益は維持できないと。そういう面では、何らかの手を打つべきだと。随分時間がかかるのですけれど、沖縄の革新勢力が全国の支援も受けながら、これが大きな問題

になってきているという形の中で、このアメリカの直接占領支配というものを検討し直したという、いろいろな文書が出ていますけれど、私はそういう面では、今の状況の中で気持ちも一緒であったら、打開する道というものは、今の連立政権の方向といえ、県民の立場に立った判断ではないと思うのですよ。もうアメリカのゲーツ米国防長官に一喝されて以降は、防衛大学校の卒業式ですか、そこでも日米同盟最優先という方向が出されていますしね。そういう面では、くどいようですけど、もう一回、私はやはり知事にぜひ進言といいますか、今の事態を打開する道は、早目に日米両政府の頭越しの交渉がやられる前に、知事が明確に県民と運命をとともにするというか、県民とともに私たちは、鳩山内閣は、鳩山首相がみずから県内移設反対と言った国会の立場に立って、公約の立場に立ってそれをやるべきだと、そういう明快な民主主義に基づく見解を明らかにすべきだと。そういう面では、やはり県民とともに県民大会に参加して、県民の民意を明らかにしたいということ、私は早目に表明することが、今のさまざまな入りまじったものを解くかなめかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○上原良幸知事公室長 きょうも7時からということで、関係閣僚が集まります。それから、3月25日に北澤防衛大臣が来県されます。3月28日には岡田外務大臣が訪米されて、そのような話をすると、これからのスケジュールがありますけれども、いずれにしましても、そういう状況の進展等をまず踏まえなければならぬということがありますので、当然それを踏まえた上で、先ほど適宜、適切と言いましたけれども、本当に時期を失することがないような意思表示をやっていきたいと考えています。

○前田政明委員 私は、神奈川県知事と行った知事の訪米の際の対応や発言によって、間違ったシグナルが残っていると思うのですよ。だから、そういう間違ったというか当時のような状況だと、もしアメリカ政府が認識しているとなるとまずいなと。だから、訪米をするならば、私は訪米に反対かどうかは別にしても、県民大会に参加されて、それが本当に民意なんだということによって、日米一とりわけアメリカ政府に、県議会決議が自由民主党から共産党まで一緒になって全会一致で可決された。そういう面では、知事もそういう県民の思いに立っていると、そういう代表として来ているのだと。私は知事が訪米をしたときの清算といいますか、この誤解はまだ解けていないのではないかと思いますけれども、それはどうですか。

○上原良幸知事公室長 アメリカサイドのほうで、そういった受け取り方をしたかどうかということは、こちらのほうで評価するというわけにはいきませんが、割と専門家といいますか、そういう方々あるいは研究者の集まりですので、十分に沖縄県の置かれている現状を、今についてもフォローしていると思いますので、報道されたようなことが、必ずしもアメリカ側のすべての受け取り方ではないと思っております。

○前田政明委員 この件は、私はもう知事の決断だと思うのですよね。もう、保守・革新とか政治的な駆け引きとか、そういうものを抜きにして、130万人余の沖縄県民がこれほど心一つにしているときはないと思うのですよ。だから、知事にとって大きな味方だと思うのですよね。そういう面で、風というか大きな県民の思いにこたえるのが県知事だと思いますので、県民の願いに逆らうような態度は、私はとってはいけないと思いますので、くれぐれも早目に、知事も参加するのだよと、県民集まろうということで、そうすれば、私は10万人以上の県民が心一つにすることができると思います。基地問題をめぐりいろいろないざこざなり対立が突破できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、陳情第26号の東村高江に係る陳情のことで、私は東村高江のほうに何度か行きましたけれど、予算特別委員会の総括質疑で知事に、あそこの若い方々が一地元の方を含めて、子育てやその他生活環境を守るという意味で、それなりの幸せを求めて移住した人たちとか、特に沖縄市泡瀬とか嘉手納町とか、米軍基地があったところから移ってきている人が多いのですよ。そういう面で、静かなところを購入してやってきていると、非常にそういう気持ちが強いですね。沖縄市泡瀬での体験とか嘉手納町での体験とか、そういうものもありながらそこに一普通は静かなのだけれど、夜も昼も石を投げたら届くような形でのヘリコプターの訓練をされている。N-4地区なんかは、私も中に入り視察をしましたけれど、あれはペイント弾で撃ち合いをした後などもあったりしたりとか、そういう面では大変だなと。そういう面で、地元の方がこのヘリパッドが6つも東村高江の周辺を囲むというのは、耐えられないことだと思うのですよ。ですから、平成22年2月1日の説明会にも、私も山内徳信参議院議員も一緒に行きましたけれども、住民が、どういうオスプレイが来るのか、飛行ルートはどうなるのかとか一々聞いても、一切答えないのですよ。そういうことに答えないで強行すると、そういう面では、日米地位協定でもありませんけれど、ドイツなどでも、このアメリカ軍の演習に対してもきちんと意見が言えるし、アメリカ国内などでは、野鳥というか貴重種を含めて、そういうとこ

ろは飛んではいけないと、演習してはいけないという状況なので、そういう立場から抗議行動をする、そして座り込みをする、ごく当たり前にお互いやってきたことですよ。この恩納村の演習地域のもので、お互い座り込みをして、そこに機動隊が来て、ゴボウ抜きされたりしたこともありますけれど、裁判所を使って仮処分申請でこれを妨害していると、こういう全く私的な一民事裁判所を使って、彼らに言わせれば事業の妨害だと言うけれども、住民や我々にとってみたら、これはもうとんでもないと。そういう基地は、絶対これ以上つくらせてはいけないのだという思いで訴える、これまでごくありふれた光景なのですよね。ありふれたと言ったらおかしいけれども、本当に県民が基地をつくらせない。国頭村安波のヘリパッドのものもありましたけれども、国頭村の射撃場の問題でも、みんな命がけで戦ったわけですよ。そういう中で、これを阻止してきている。何もそのとき、それが業務妨害だとかそういう形で、そういう人たちを裁判で訴えることは、これまでないのですよ。だから、私は本当に不当なやり方だと思いますし、あすですか、そういう裁判もありますけれど、私はそういう面で、住民の皆さんの思いを聞いてほしいということで、知事は予算特別委員会の総括質疑のときに、一応賛成・反対は別にして、地域住民の皆さん一反対している皆さんと、懇談一お話を聞きたいと言っていましたけれども、知事公室長、そういう方向で理解していいのですよね。

○上原良幸知事公室長 今おっしゃいました一例えばその住民の方が、嘉手納町周辺から引っ越して、静かな地を求めてやってきたという事実は、私は今初めて知りました。お恥ずかしい限りですけれども、そういう地域の実情といえますか、うちの知事は現場の声を聞くというのがあれですけれど、就任直後でしたか、東村高江へ行っております。おっしゃるとおり、予算特別委員会の総括質疑でもそういう発言をされましたので、そういう方向に沿って実現していきたいと考えております。

○前田政明委員 ぜひその人たちの思い一それからN-4地区をちょっと見て帰りましたけれど、生活の実態を含めて、そこで少子化の流れの中でみんな若い人たち一子供も妊娠している方とか、子育てをしながら一高江区長にも行ってもらいましたけれど、そういう行事などは協力して、村八分にするとかそんなことではなくて、みんなで協力して、水がめや山など沖縄県の宝を守るということで、いろいろな流れの中で、これまで東村高江区としては2回反対の決議をしているのですよ。それから、私は前も言いましたけれど、今の東村長は、選挙のときには反対で選挙しているのですよ。私どもは以前、外間久子元県議

会議員らと3人で行きましたよ。そうしたら、東村長はわびていましたよ、申しわけないと。私は、確かにヘリパッド反対ということ公約にして選挙をしましたけれども、その後いろいろ勉強してみたら、いろいろな意味で一予算の関係で、要するに基地との関係、予算との関係でまずいよと言われて、それで済みませんけれど公約は撤回しておりますと言っておりました。だから、私はそのときに集会がありましたから、東村長、あなたは少なくともそこでやられている皆さんのこの抗議に対しては妨害しないように、自分の政治的な立場で初心を忘れるべきではありませんよと言って、懇談したことがあります。だからそういう面で、私はヤンバルの東村高江の問題でも、本当は北部訓練場の全面返還を求めるべきだと思います。それから戻りますけれど、知事公室長は、まず訓練基地をなくさないといかないと言いました。この北部訓練場というものは、アジアの中でも極めて一唯一ですか、もうベトナム戦争もないし、そういう面ではジャングル戦などいろいろな想定をした一アメリカにとってみたら、極めて貴重な基地になっていますよね。

○上原良幸知事公室長 訓練基地といいますか一私が言ったのは訓練機能とか演習機能というものは、沖縄県に本当にいつまでもあっていいものかという発想からそう発言したのですけれども、具体的に基地一返しやすいところは返してもらい、返してもらったら使い勝手のあるところ一それは具体的に嘉手納飛行場から南だと思えますけれども、ただ、今回の普天間飛行場の代替施設の話も、どうしても訓練・演習が沖縄県であるということが、どうも前提になっている。移設が難しい中では、中長期のスパンになると思えますけれども、そういうことをそろそろ射程に入れなければならないと考えて発言いたしました。

○前田政明委員 海兵隊が駐留している国というのは、アメリカ本国以外は日本だけですよね。

○上原良幸知事公室長 常駐ということではそうです。

○前田政明委員 この間も言っておりますが、海兵隊というものは、もう御承知のように海外侵略、橋頭堡をつくるという意味での特殊な部隊で、それぞれ主権国家であれば、NATO一北大西洋条約機構であれ、当然皆断っているわけですよ。陸軍とかその他はいるとしても、そういう面では海兵隊そのものは特に他国を侵略すると、常に戦場の状況となっていて、私も赤嶺政賢衆議院議員と一緒に、金武町において米兵から被害を受けた方の相談に乗って行ったら、

みんな泣き寝入りしているのだけれども、私は絶対許さないといって、損害賠償を求めると頑張っている人なのですけれど、2回アメリカ兵に襲われているのですけれど、今度襲われたら殺されるのではないかと、絶対に許せないということで、あなた方の仕事は何かと聞いたら、人を殺すこと人殺しとすぐに平気で答える。そういう面で、本当に表に出ないけれど、強姦されたりとかそういう人たちがたくさんいるというようなことを言っていました。そういう面では、海兵隊そのものがもう殺人鬼なのですよ。彼らが言っているように、酒を飲んだらそれが麻痺して、いわゆる本性丸出しになる。そこに、今の米軍の犯罪、事故、それからあとに続く今のいろいろな飲酒運転とか、何ら恥じることがない、そういう反社会行為をやるのが、兵隊としては一人前になっている。要するに、理性を失ってそういうふうに司令官は喜ぶだろうといって—これは亡くなったアレン・ネルソン氏なんかの本の中にも書いてありますけれど、そういう面では沖縄県、日本で一番大事なものは、少なくとも何よりも優先する緊急課題としては、海兵隊基地を少なくとも他国並みに日本から出て行ってもらうこと。これが、僕は沖縄県の基地問題を解決する意味でも、とりわけ直面している問題ではないかと思えますけれど、どうですか。

○上原良幸知事公室長 これは、まさに米軍の駐留する中身ということになるわけですが、まさに防衛政策—日本の防衛の根幹的な話につながってくるわけですし、海兵隊が抑止力として本当に必要かどうか、あるいは翻って日本の安全保障をどう考えるか、米軍のプレゼンスはどれぐらいあるかということで、本来もっと日米安全保障条約改定50年、戦後65年がたって、そういう議論を本当にすべきであったと、冷戦構造のもとで機能してきた現日米安全保障体制、9・11—アメリカ同時多発テロ事件で、国家間の戦争ではなくてテロ戦争—テロとの戦いとなったときに、日本の防衛力とはどうあるべきか、その際アメリカとの分担やアメリカのプレゼンスはどうするかとか、そういう大きな枠の中で、海兵隊はどうかという段階的な議論が必要ではないのかと。海兵隊に対する個人的な見方といいますか、それはそれとしてお聞きしておきますけれども、それ以上にまず海兵隊そのものが本当に沖縄県に必要かどうか、日本にとってどうかということの議論を、日米安全保障条約改定50年、日米地位協定50年ということで、この時期に大きな構えでこれから議論、検討していくべきものだと考えております。

○前田政明委員 日米安全保障条約そのものが、極東条項ということで限定されているものが、今グローバルになって、条約を変えないで政府の合意事項と

してどんどんやっている。自衛隊と米軍の一体化、そういう面では即応戦力を含めて、憲法第9条が踏みにじられている。軍事同盟といっても、ほとんど今は破棄されていて、東南アジアにも、東南アジア友好協力条約というものが、多国間の価値を認める一すなわち仮想敵国を想定しない、軍事同盟というものは仮想敵国を想定するのだけれど、多国間の話し合いによる仮想敵国を想定しない友好条約というものが、世界的に広がってますよね。そういう面では、特に世界の中でも残った軍事同盟としては極めていびつな、そして国家主権が侵害されるような大もとになっていると思います。私たちも、また日米安全保障条約改定50周年に当たって、日米安全保障条約をなくして平和友好条約を結んでいくことが、日本の進路の方向だと思っています。

次に、陳情平成21年第163号、ホワイト・ビーチ地区の核の問題で、核密約のものも出てきました。私は以前、我が党が手に入れた核密約の日本語のものを、知事公室長に差し上げたことがありますけれど、そのころの米国原子力潜水艦の寄港について明快な説明責任を果たすことと、すなわち核兵器が搭載されているのかいないのかを含めて、きちんとした対応が求められているのではないかと。今の核密約の流れも含めて、また局面が変わっていると思うのですよね。一応、日本政府も基本的にあったと、あとは対応の仕方について、我々は賛成できませんけれど、そういう流れの中で、ホワイト・ビーチ地区にきのう、おとといも、原子力潜水艦が寄港しておりますけれど、これに対して、私はそういう状況を踏まえて、県は何らかの説明責任をしっかりと求める、または県民の安全を守るためには、何らかの形の対応が求められていると思います。これまでどおり、いや搭載されていませんか、ということではなくて、きちんとした説明責任が求められていると思いますけれど、そのころの対応はどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 核密約問題につきましては、まさに今、3月9日に報告書が出されている、国会でも盛んに議論をしているところでありますけれども、なかなかきちんとした説明といえますか、それができていないような気がしています。広義の密約であるとか、そういう定義が割とあいまいな形で、これからどうするかということについても、岡田外務大臣などは、持ち込ませずについては、そういう非常時になったときに、時の政権が判断すればいいというような形で、何のために密約を暴いたのかわからないような状況になっているわけですが、そういう中で、沖縄県に核が持ち込まれているかどうかについては、前にお答えしましたけれど、戦術核は搭載されていないと、ただこれも確認のしようがないわけなので、その辺は我々としては、これから外務

省に対して、ある程度国会での議論も踏まえながら、しかるべき時期に、照会なり問い合わせはやらなくてはいけないと思っています。

○前田政明委員 核密約の問題で、私どもは資料を鳩山総理大臣なり岡田外務大臣にも、知事公室長に上げたものと同じようなものを全部提供しているのですよ、新原昭治氏が見つけたものも。ただ、今言われたように、いろいろあるけれども、一部探したと。しかし、それで開き直って、自由民主党政府でもやらなかったいわゆる2.5といいますか、非核三原則ではなくて、それをゆがめるような核抑止力を認めて、そしていろいろな状況で、原子力潜水艦なりが核を持ってくることもやむを得ないのだということ、とんでもない話です。被爆国の政府としてあるまじき表明を、この連立政権の外務大臣がやっているということ自体、この政権はどうなっているのかと。きっちりと憲法第9条を守る立場で、非核三原則を守ると、その立場で原子力潜水艦が寄港しようとしている場合、非核証明書がない限りは、原子力潜水艦の寄港は認めないと。こういうことが、私は政府としても、非核神戸方式で一神戸港は非核証明書がなければ、船を入れないのですよね。だから、アメリカ艦船は一切、この間は入港していないのですよ。核密約があったと、そうすれば当然、非核三原則の法制化とかそういうものを含めながら、当面、非核証明書がなければ、日本に寄港させませんよというのが本来の結論ではないかと思えますけれど、このところは、また一緒に考えていきたいということで終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 知事公室長、一番最初に請願平成20年第1号新基地建設に関する請願からいきましょうね。名護市辺野古については、最初はSACOだったと僕は認識していますが、これが米軍再編に変わったということはどういう感じですか。

○上原良幸知事公室長 こういう議論をするときに、もともとこれは国と国とのあれですので、私がこれを答弁することは個人的な感想といいますか、そういうものも入ってくるということで、御了解いただいた上で答弁します。SACOで積み残したものが米軍再編で浮上してきたのではないかという考えといいますか、私もそれに近い考えです。

○吉田勝廣委員 SACOでは時の政府は、地域住民の了解なくしては強行はしないと。つまり、同意がなければ基地建設は強行はしないと、そういうものがSACO当時の橋本総理大臣の意見でした。それで、米軍再編に移行した段階で、世界の戦略というか、米軍の世界戦略、再編の中で、名護市辺野古が位置づけられるわけだから、政府は当時は了解したわけですよ。名護市長も沖縄県も、SACOのときも了解したわけで、それは進めているわけです。SACOで合意され、最初は反対して、我々も反対していました。それが、了解した経過があって、政府は今のヘリパッド問題、国頭村のヘリパッド、それから金武町の例の象のおりですね。それから、那覇港湾施設が浦添市へ移設するという、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ行くとか、そういう経過は、大体地元が最終的によくいう苦渋の判断をして了解をしてきた。それと同時に、名護市辺野古も地元の了解と、沖縄県もそのときにも、当時の稲嶺知事と比嘉名護市長、それで岸本名護市長ということで了解をしてきた。しかしながら、SACOから米軍の再編になって、グアム移転協定とか、嘉手納飛行場以南は返還するとか条件がついてきて、また名護市辺野古の沖から沿岸部、現在は陸上部とよくわかりませんが、こういうことをやってきた。その前提は、地元の同意というか了解だった。現在、米軍再編の中では、残念ながら今の民主党の皆さんは、地元の了解なしには強行しないということは言っていないと思います。その辺はどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 政府としての公式な見解かどうかはともかくとして、例えば平野官房長官の発言でありますとか、しんしゃくしなければならないものということはないとか、法的な措置をとることもあるとかいうような発言等々、これは繰り返しますが、政府としての公式なものではなくて、こういう大臣等の発言を聞いていますと、そういうことを考えているかなという懸念はないとは言えない。了解なしでやることもあるのかなと。

○吉田勝廣委員 現在は、普天間飛行場を名護市辺野古に移設することについては名護市はノー、沖縄県は基本的にはあいまい。あいまいというのは、まだノーと言っていないから、あいまいという意味です。もう限りなくノーに近いですか、99%ですか、100%に近いですか。言ってください。

○上原良幸知事公室長 知事の発言をあれしますと、極めて極めて厳しいと。

○吉田勝廣委員 限りなくノーに近いというのは、ほとんどノーだということ

だと。そうすると、米軍再編における名護市辺野古はノーと、今度は地元がノーとなったらSACOと同じように、国が地元の同意なくして強行はしないと。基本的には、強行しないということはつくるといことですよ。強行するというのは、そこにつくるといことですよ。今のキャンプ・シュワブ陸上案であれ、勝連半島沖案であれ、そういうことを言っているわけです、今は2案しか出ていないので。県民は、県外、国外を求めているわけですよ。そうすると、仮に政府がそれに反して県内につくるとい案が出て、それを県民の皆さんに提案したときに、仮に名護市という地域とか勝連半島沖という地域に限定したとき、地元は反対していると、県も反対していると、したがってSACOと同じように、政府はこれを同意なくして、了解なくして—あのとき橋本総理大臣は、僕たちに了解と言ったのですよ、了解なくしては進めませんと、そういう担保を僕は政府からとるべきではないかと、提案させないといことです。そうしないと、当時はある時間において、ある程度賛成したわけですから。そういうことをしないと、いつかまたと言ったら変な言い方ですけど、抽象的だけれども、求めてくる可能性が大きいわけですから、新しい基地は認めないのだということを担保として、今の政権とやるべきではないのかなと。同意をとってくれといか、同意なくしてはやるなといことですね。強行するなといことを言うべきではないのかな。そういう担保をとるべきではないのかと思っています。

○上原良幸知事公室長 この件に関しましては、これも新聞報道でしか知りませんが、アメリカ側が地元の同意がなければ受け付けないとかという感じもありましたし、これからどういう進展があるかわかりません。3月中に県として何らかの意思を表明しなければならない状況になるのか、あるいはそれがまだ延びるのかどうかですけれども、そういう県としての対応を今の件も含めて、これからいろいろな状況に応じて、意思を表明する—しなければならないときが来るかと思えます。

○吉田勝廣委員 アメリカは、基本的には沖縄県の同意をとったことはないのよね。すべて日米安全保障条約に基づいて、自分たちはプレゼンスをやるのだと。そういう報道は、にわかには信じがたい。今までは、国と国との関係であって、地元との関係で進んだことはないのだから、そういう意味からすると、これはにわかには信じがたい。だからといって、無視することはできませんので、もしアメリカがそういう態度になれば、我々は歓迎すべきだと思います。地元の同意がなければ、アメリカ軍といえども基地はつくらないよと、そういうこ

とを言ってくれば、非常にいい判断ではないのかと思います。しかし、今までの事例からすると、にわかには信じがたいなという感じはします。あともう一つですけれど、このグアム移転協定というものがありますね。これは、国と国との関係だから、これは政府に聞かないとよくわかりませんが、このグアム移転協定は、名護市辺野古につくるということでやっているわけよね。その条約というものは、ある程度日本政府が破棄して、国外へもっていけるとか、県外へもっていけるという立場になりますか。

○上原良幸知事公室長 グアム移転協定も国と国との協定ですから、問題はその前段の再編実施のための日米のロードマップがありますよね、あれがどうなのかですよ。範囲は大変小さいーグアム移転協定は海兵隊の移転だけですけれど、これは協定ですよ。再編実施のための日米のロードマップとなると、どうなるかという議論も出てしかるべきだという、僕たちも外からしか見ていませんので、具体的なそれぞれの中身を精査するわけではないのですけれども、そういうことからすると、チェックすべきといいますか、そういう論点というものは出てくるかもしれません。

○吉田勝廣委員 日米安全保障条約第6条に基づいて、日米地位協定がつけられたと。その日米地位協定の中で、米軍再編に伴って、また新たなグアム移転協定というものがつけられたと。では、グアム移転協定をなしにしましょうというときに、いろいろな条件がついているわけだから、ヘリコプターの移設先をつくりますよと、それがなかったら再編実施のための日米のロードマップだから、それも全部破棄にしましょうと。そういうことをすると、今度は沖縄21世紀ビジョンにも大きく影響すると思います、それがあつかないかは別として。そうしてくると、日米地位協定も1960年に改定されてから一度も改定されたことがないと。グアム移転協定も、そう簡単にアメリカ政府はイエスというのかな。反対だったらという意味も含めて、そこのところを国と国との関係だけれど、やはり県がそういうところに踏み込めるかどうかと。名護市辺野古への移設は棚上げにしておいて、米軍再編のロードマップのおまけだけー嘉手納飛行場以南ということだけをやりましょうと、これを去年の訪米でやったわけでしょう。それが可能かどうかということを僕は聞いているわけですよ。

○上原良幸知事公室長 これは本会議で答弁しましたがけれども、特にこれは切り離しても、嘉手納飛行場から南の返還であるとか、それからグアムへ8000名の米海兵隊員を移設することは実現してもらいたい。これが可能かどうか、こ

それがパッケージとして、普天間飛行場の移設がどこまでそれが関係しているかということが、我々の段階で、情報が全部入るといってもないので、なかなか県として、それを打ち破るといいますか、そういう論拠が構築できるかどうか、これはもう大変な力わざといえますか、相当な方々のお知恵をおかりしないと難しいかなという感じがします。

○吉田勝廣委員 もう一つは、グアム移転協定をすべて破棄、今のロードマップも破棄—新たな民主党政権ができたわけですから、現行のグアム移転協定を破棄して、それを沖縄県の基地を改める機になって、それを見直していくという、そういうことでなければ、恐らくこれはうまくいかないのではないかと僕は感じております。そうでなければ、アメリカはまたどういう条件をつけてくるかわからないのではないかと思います。

○上原良幸知事公室長 余り評価の話はしたくないのですが、民主党連立政権でとにかく今の日米関係を見直すといえますか、日米同盟のあり方について再検討するということは、沖縄県にとって大変なチャンスといえますか、まさに動かなかった沖縄県の基地の状況が大きく変化する、変化させるチャンスだと思っていますけれども、ただ、今の問題は普天間飛行場というまさにとげが刺さっているものですから、大きな議論ができないという懸念はあります。

○吉田勝廣委員 知事公室長は民主党を評価していますけれど、僕はちょっと逆なのです。理由は、出口なき戦略と言いたいわけですよ。出口がなくてお話をしたと。だから、今は一生懸命に出口を探しているわけ。だから、前政権がつくったロードマップ、これさえ恐らく守られないだろうと。民主党は耳が痛いかもしれませんが、出口なき戦略というものは、基本的には一番危ないと思っています。成功すればそれは結構なことだけれど、その辺は恐らく民主党政権の皆さんに、沖縄県側の意見をぴりっと辛みの効いた形で述べないと、恐らく民主党の中には、そういう沖縄県の基地問題の戦略家がいらないのではないかと僕は思っているわけです、沖縄の基地問題に対してのいわゆるキーパーソンが。だから、いろいろ困ってしまうのではないかと思いますよ。これに関して、先ほども知事訪米の件がありましたけれど、知事訪米の時期と、それから知事訪米に対する要請書、ここだけはやはりきちっとしておかないと、アメリカは足元を見るのが好きだから、基地の姿勢があいまいでは、僕は訪米しないほうがいいと思う。きちっと県外だったら県外と、そういう認識を確定したときに、僕は訪米すべきだと。あいまいな形で—去年もあ

いまいであつたけれども、それはそれなりの日米地位協定だったから、何とか嘉手納飛行場以南だったりいろいろあつたと思いますけれど、今回の場合は、より態度を明確にして訪米しないと、これはあいまいさがまだあつたとしたら、まさに誤解を与える、まさに足元を見られると、そういう感じがしますが、知事公室長どうですか。

○上原良幸知事公室長 昨年の訪米もそうですけれども、直接的に普天間飛行場移設の問題についてということよりは、沖縄県の基地の実態といいますか、事件・事故を含めて、いろいろなことがあるので、その辺をアメリカ政府に要請する目的でしたし、もし今回行くにしても、これはあくまでも国と国との問題ですので、普天間飛行場の移設問題について、直接的に影響するということはないと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 吉田勝廣委員、陳情にそぐわない質疑が出ていますので、ちょっと整理してください。

○吉田勝廣委員 この件は、態度を明確にしないと争点がそこになるから、日米地位協定というものはずっと続いているので、続けていることは幾ら議論しても始まらないので、各新聞社でも日米の争点もそこにあるわけだから、そこを明確にすべきだということを言っています。

それから、ヘリパッドの陳情の関係で、これは陳情平成21年第79号ですか、ヘリパッドの建設反対に関する陳情です。前田委員も僕たちもよく言うのは、本当にヘリパッドはこんなに必要ありますかと。僕はよくわかるわけよ、あちこち、ヘリパッドは腐るほどあるわけだ。米軍にとって、演習するヘリコプターが何機あって、このヘリパッドの数は機種より多いわけだよな。ヘリパッドで訓練する場所が多いのよ。だから、国頭村にあつたものを東村にもってきて、もちろん米軍は演習したいわけだ。至るところにつくってもらえばいいわけだから。それが、本当に必要あるかどうかという議論、何で東村にもってこなくてはいけないのか。僕が言いたいのは、新しくつくる所と既成の所があるわけだよ。実際、いつもやっていた訓練場があるのよ。だから、わざわざ道路のそばにまたもってくるのかと。そこのところはやはり検証して、沖縄県としてこれは多過ぎますねと、だからだめですよという結論を出せばいいですよ。そうしないと、受ける側は大変ですよ、うるさいのだから。それぐらいは、決断をしてやらないといけませんよ。僕はそう思います。

○上原良幸知事公室長 ヘリパッドが、沖縄県にどのくらいあるのかとの御質疑をいただきましたけれども、まだ照会中で回答は来ないです。ただ、これがきちっと戦略的に精査されたものなのか、あるいは地元のレベルで、7つなくなるから6個つくらせてくれというような感じの現地レベルで話ししているのか、その辺もよくわからないわけです。ですから、私も定期的に米軍関係者と話し合いを持っていますけれども、その中で現地にいる軍人が、こういういろいろな抗議があるということも踏まえて、例えば東村高江ですと6機はいらぬいと、3機でいいという判断がどこでできるのかです。その辺も見きわめて、今後そういう政策もとっていきたいと思います。

○吉田勝廣委員 今までがそうだったから、移設条件というものは、既設のあるものを移動しますよと、移動する場所をまた彼らが選ぶわけですよ。防衛省を通じて彼らが選ぶわけですよ。だからそのときに、どうしてこれだけ必要なのかという議論—沖縄県を含めて議論をして、これはだめだよと、あなた方は機種を幾ら持っているのかと、20機しか持っていないではないのかとか、そういう理論ではそこはマネージできないでしょうと、またヘリコプターが訓練するとき、海から何メートル離れてどうするかとか、運用がありますよ、そのところをきちっとして、やはり理論的に米軍はやめてもらいたい、いろいろな貴重動物が存在するから、ここはやめてもらいたいと。現にやめたところも実際にあるわけですから。実際に演習もやめていることもあるわけだから。必要性がなければ—最小限必要なところだけは認めるけれども、そういう意味で、交渉していくという立場がないと、県の姿勢が問われるというところはそういうところですよ、僕が言っているのは。そこは必要ないのではないですかと、ここで結構ですよと、逆に言うと、移設条件の今のヘリコプターは、今は東村に必要ないよ、もっと遠くでやってくれと、これぐらい必要ですよということですよ、僕が言っているのは。パチミカシテください。

○上原良幸知事公室長 基地に関して、我々はどれだけの情報がとれて、自分でどういう情勢分析をしてこうあるべきだというようなことを、こちらから言えるような関係、そういうものをこれからつくっていかないと、吉田委員のおっしゃっていることになかなか結びつかないので、それは体制を含めてこれから検討していきます。

○吉田勝廣委員 そういうことではなくて、僕たちは軍人ではないからそういうことも含むかもしれないけれども、1つはここは貴重価値があると、ここは

貴重動物がいると、ここは騒音が激しいとか大変なところだとか、そこを訴えながら、あなた方は幾つあるかと、実際ここでなくていいのではないかと、別のところでいいのではないかという議論が必要ですよということです。逆に言うと、何年に何回使っているか、エブリデイ使っているのか、演習の頻度は幾らかとか、こういうことも議論しながらやっていったらいいと思いますよ。聞きたいのはそこだけです。

○上原良幸知事公室長　こちらからも情報をとるということですが、今の吉田委員のお話は、例えば環境的にどういうところだと、こちらからも情報を送れという意味も含めてですね。双方向でそういうチャンネルをつくっていきたいと思っています。

○吉田勝廣委員　最後に、ホワイト・ビーチ地区の原子力潜水艦の寄港について、非核三原則の問題を今言っていますね。過去に沖縄県に核が持ち込まれたとか、核が貯蔵されたとか、こういうことについての情報とか、本土復帰前、復帰後とかいろいろありましたね。その点について、沖縄県は検証したことがありますか。過去を含めてどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長　核を搭載している船艦が沖縄県に入ってきたかどうかということですね。それを確認したことがあるかどうかということですね。検証したことはあります。

○吉田勝廣委員　例えば、1972年に本土復帰して、復帰以前と復帰後、これは基地問題にかかわっている人たちが変わっているわけだから、ずっと検証したことがないか、沖縄県政としてどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長　これを照会したときに、答えてくれるかどうかですよ。NGで肯定も否定もしないわけですよ。核を積んでいるかどうか、彼らは言えないわけですよ、戦略上。ですから、例え照会しても、答えてくれないということです。

○吉田勝廣委員　それはわかりますよ。核戦略というものは、大体そういうものだという事は聞いていますから。国会では、沖縄に核が貯蔵されていた歴史があるとか、さっき前田委員も言ったように、いろいろあるわけですよ。国会でかなり議論されているわけ。よく言われるアメリカの核戦略が3つありま

すよね。1つは原子力潜水艦、1つはB52戦略爆撃機、もう一つはICBMという大陸間弾道弾ですよ。この3つがアメリカ核戦略と言われていて、地上のものはほとんど古いと。今はほとんど原子力潜水艦が核戦略のナンバーワンと言われているわけだから。ということは何を意味するかというと、岡田外務大臣はそういう戦術核兵器は持たないからトマホークなど持たないので、これは寄港しないでいいのではないかと、そのアメリカが放棄したからと、そういう言い方をしていた。例えば、ジーン・ラロック氏と会ったことがあるのですよね。あの方は艦隊の艦長だから、私は持ち込みましたよと、ラロック証言は有名ですよ。僕は2回会いましたけれども、そういうことを証言しているけれども、退役少将だから、退役軍人だから彼の言うことは信用できないということも国は言っていたわけ。だけれども、普通に考えて持っているとも持ち込んだとも言わないと、これがアメリカの戦略だと。だから、2か2分の1かな、非核三原則はあるけれども、2か2分の1原則をやろうと。ただ、今の民主党も基本的にはそういう感じがするわけですよ。だから、僕たちが今言っているのは、沖縄県はかなり近いよと、原子力潜水艦の寄港が頻繁だから、そのことは常に照会をしながらどうなっているかと。何回も同じことを繰り返すと思いますよ、恐らく繰り返す。だから、そこのところを基本的に、僕たちや県も、政府に対し言うべきではないかな。最後にそこだけ言ってください。

○上原良幸知事公室長 そういう背景としては、日本がアメリカの核の傘に守られているという通説といいますか、そういうことで絡んできます。日本という国は、核についてどういう認識を持っているかがないと、沖縄県が沖縄に寄港する船が核を積んでいるかどうかと言っても、なかなかそれは答えてくれないと思うのですよ。もちろん、今回我々は説明を受けましたので、照会しますけれども、本当に過去に核を持ち込んでいるかどうかということについては、多分答ええないと思います。

○吉田勝廣委員 頻繁にホワイト・ビーチ地区に来るわけだよ。B52戦略爆撃機もたまに飛んできて—あれは別として、頻繁に原子力潜水艦が来るわけだから、そのことはやはり頻繁に問いたですと。地元はそういう不安があるわけだから、その不安を取り除くか—地元が照会しても米側は余り相手にしないから、沖縄県がやはりそれなりの知事名で照会をすると。ほかはいいですよ、来ないのだから。長崎県佐世保とかには余り来ない。沖縄県だけですよ、原子力潜水艦が頻繁に出入りするの。そういう意味からいって、きちっとしたほうがいいですよ。ただ何海峡とか何海峡とかがいっぱいあって、いろいろな紛争のと

きには潜水艦がうようよしているという情報も聞いています。どこかに必ず持っているわけですよ、核戦略だから。だから、そのことは常にやはり米軍に問いただしたほうがいいですよというだけの話です。

○上原良幸知事公室長 事実として回答があるかということではなくて、沖縄県として不安を持っているよと、懸念を抱いているということをメッセージとして発信し続けるということですね。わかりました。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 陳情平成20年第204号に関連して伺いますが、政府はいよいよきょう23日、鳩山総理大臣と関係閣僚で、普天間飛行場の代替施設の政府案について話し合いをすると、こういうようなことが言われておりまして、この件についてですけれども、報道によりますと、キャンプ・シュワブ陸上案とホワイト・ビーチ地区沖合理立案と、この2つを中心にして話が進んでいくのではないかと、まとめられるのではないかと、極めてその確率は高いと、こう言われているわけですが、このことについて知事はどう対処しようとしているのか。改めてまさにきょうこういうことが言われているが、知事はどう受けとめているのか、お伺いをしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 間もなく7時から、どういう内容の発表になるかわかりませんが、予断を持って一こう言ったらこういうことではなくて、どういう内容になるかを踏まえて、これから対応を考えていくということです。

○具志孝助委員 この米軍基地関係特別委員会もきょうはここで終わるわけですよ。この場において、執行部に意見を聴くことができませんので、あえてこの場をかりて申し上げるわけですが、知事はこれまでの皆さんの質疑にもありますように、態度がいま一つ明確でない。そういうような明確にしない知事の態度に、政府がつけ入ってくるすきを与えているのではないかと、こう言われているわけですね。私は極めて遺憾なことだと思っていますよ。県外が望ましいということを行っているわけですから、県内はだめですよと、私はこういうことを発信することが大変重要だと思っています。なぜそれを言わないのか、この期に及んで政府の出方を見るというような態度は、県民にとってはいささか不満で耐えられない状況にあると思うのですよ。私は与党の1人

として、この件に関して大変不満に感じているのです。なぜなのだろうと、私はずっとこの議会中、何だよと、行政の責任者というものはやはりそういうものですかと、このように知事の心境を思って、やはり行政の長というものは、先のことを考えるとなかなか言いにくい部分があるのかなと。こういうようなことを私自身が考えて申し上げても、なお不明瞭である。では、一体全体知事はどういう考え方であるのかということを探ねるのですが、いかがですか。どう考えているのか。すなわち、普天間飛行場の問題を知事はどう解決しようとしているのか。大変素朴な疑問ですよ。

○上原良幸知事公室長 何度も本会議で答弁しましたがけれども、とにかく県外移設が最も望ましいと、県内移設については本当に厳しいということはずっと繰り返し申し上げておりました。今御質疑の趣旨にありますけれど一まだ知事と具体的にどういう姿勢で臨むかということについては話し合っておりませんが、1つはまさに具志委員がおっしゃったように、行政の立場と申しますか、例えば議会での質問でも、政府との交渉はどうなっているかと、マスコミが先行しているがどうなっているとか、あるいは政府との信頼関係はあるかというような御質問がありましたね。それから、例えば私のところにも、この前うるま市議会が来られました。もちろん名護市ともいろいろ連携をとっています。そういうところからもいろいろとお尋ねがあったときに、説明しなければならないという意味では、県というものは、協議交渉の当事者であるわけですよ。ここでも、完全に聞く耳を持たないと言ったとき、一体そういう役割をだれが果たすのかという思いは、知事には行政の長としてあるものとそんたくしております。

○具志孝助委員 まだ政府の答えが出ない、どういう形で出てくるかはっきりしない間は、沖縄県の最高責任者としては、どんな案であれこれで結構ですよというような案を示しきれない。政府案がまだ交渉の段階で、政府はこういう形でアメリカ側と交渉したいと思っても、まだ政府案にしかない。日本側の考え方にすぎない。相手と交渉してみない限り、成案にはなっていないわけだから、日本案としては持っているけれど、成案、答えにはなっていないと。この答えがどういう答えであれ、きちっとならない限りは、どんな案であれ行政の責任者としては、イエス、ノーは言える、表明すべきでない、というような立場であるということですか。

○上原良幸知事公室長 まさにおっしゃっているように、これから政府がどう

いう進め方をするのか、アメリカとの交渉はどうなるのか、我々も全く説明を受けていませんし、この前平野官房長官にお会いしたとき、私も御一緒させていただきましたけれども、質問してもなかなか一例えば複数案を出すのか、今2党から上がってきているけれども、ほかにもあるとかいっぱいあるとか、これからどういう進め方をするのか、アメリカとはいつどの段階で交渉が始まっているのかとか、そういうことを言っても僕らにはないわけです。実は、既にプロセスが始まっているけれども、外に出せないから言わないのか、あるいは、これからの進め方も実は、政府はまだ持っていないのか等々、いろいろあります。ですから、これからも県議会でもそうですし、市町村でもそうですけれど、一体どうなっているかということであるわけですから。それに対して知事は、情報をきちっととった上で、検討しないといけないということで、今こういう状況になっていると考えています。

○具志孝助委員 それではちょっと質疑を変えましょう。今具体的に、キャンプ・シュワブの陸上案が1つ、そしてホワイト・ビーチ地区の沖合案が出ていますね、この2つの案が出ています。この2つの案に対しては明確にだめですよと、こういうことは表明できますか。既に表明しているのですか。

○上原良幸知事公室長 2案とも、まだ出てきていないです。

○具志孝助委員 出てきたらノーと言えますか。

○上原良幸知事公室長 どういう出方をするかにもよると思います。

○具志孝助委員 どういう出方を想像しますか。

○上原良幸知事公室長 私の個人的な見解ですが、ただ、2つしか出てこないケースとして考えます。その2つ以外に、また2つぐらい県外も出てきたと、あと2つなど複数案とかいう出方もあるでしょうし、いろいろな出方があると思いますよね。これは7時で大体わかると思いますけれど、3月中にどういう内容になるか大体の方向性が出てくると思います。そのとき、本当に具体的にその場所がキャンプ・シュワブ陸上案であるとか、あるいはホワイト・ビーチ地区沖合案だとか、具体的に出てくるかどうかさえも今の段階ではわからないわけですから、その出方ということも、ひとつこれからどうするかの大きなかぎといたしますか、ポイントになると思っています。

○具志孝助委員 全く話題にも上がらない話を前提にして、これが出てきたらどうするかという仮定の話には答えられないのは当然だと思っているのですよ。しかし、きょうの夕方に答えが出てくるという中で、極めてこの2つの案、いわゆる2案、そのいずれかどうですかと、お任せいただけますかと、あるいは、その中のどちらかの案という出され方をするか、それはわかりません。いずれにしても、この2案がどんな形で出てきたとしても、検討の余地はあるのか。少なくとも、普天間飛行場の危険性には変えられない。何としても、この出発点は、原点は普天間飛行場の危険性を除去すると、普天間飛行場の危険性をまず何としても除去しなければいけないという中で、基地はもともとなしものにしたことはないけれども、これがどうにもならないというのであれば、次善の策というのか、どちらかを選ぶというようなことになるのか。少なくとも、この2案はだめですよと言えるのか。私は、この辺は腹をくくっていらっしゃると思うのですよ。また、くくらなければならないと思っているのですよ。検討させてもらえるというような話ではないと思っているのですよ、長としてね。ここまでいろいろ深まってきたし、県民の意思も各党ともこれだけ表明されてきたわけです。表明していないのは知事だけですから、私はくくっていないと責任者の立場ではないと思っています。どうですか。この2案について絶対にならないと、受けるわけにはいかないと、こういうことは言えないのかどうかということです。

○上原良幸知事公室長 先ほど言いましたけれども、現行案しかないという形で我々はやってきたわけですから、それにかわってということについては、かなり否定的にならざるを得ないとは思っておりますけれども、その前に本当に政府がどういう説明をされるのか、その説明責任というものを、我々は厳しく追及しなければならないと。こちらが受けて、こちらがどうするのかではなく、我々は打って返さなければいけないと思っています。どうしてこういう経緯になったのかということ—先ほどちょっと触れましたが、県外については一体どういう検討をしたのか、もちろんその出方によって違ってきますけれども、どういう出方をするかによって、まずは政府の説明責任を我々は強く求めていきます。

○具志孝助委員 交渉事というものは常に腹をくくっている、先手を打つことが大事だと思っているのですよ。この2つの案が出てくるというのであれば、この2つの案が絶対にノーであるという立場であれば、先にこの2つの案であ

ったら絶対だめですよと、こういう意思表示をすることが私は交渉で勝てる最大の作戦だと思っています。しかし、検討の余地があるというのであれば、それは出てくるところを待つということも一つの方法でしょう。そうすると、知事の腹の中は検討の余地があると、このように理解していいのですか。

○上原良幸知事公室長 検討の余地があるという言い方はちょっと違うと思いますけれど、ただ説明を受けるということです。

○具志孝助委員 少なくとも、今2つの案が出ている。そして、これまでの現行案というものがありますよね。まだこの2つの案よりは現行案のほうがよいですよという考え方はあるのですか、知事には。これは言えるのですか。

○上原良幸知事公室長 この2案というものも、本当に今政府で考えておられるのか、あるいは考えているとしたらどういう中身なのか、まだ全然わからないわけですから、今の現行案と比べてどうこうというのはあれですけど、ただ、繰り返しますけれども、現行案が一番いいということで今までやってきたわけですから、どういう条件を付加しようが、それは現行案がよりいいということは変わらないと思います。まだ説明を受けていないのでわかりません。

○具志孝助委員 ここまで具体的なこの2案を基軸にして出てきたために、きのう、きょうのニュースでは、アメリカ側から沖縄県側がこれに反対というようなことで地元の了解が得られない新しい案であれば、我々は交渉の対象になりませんよと、こう言っているわけですね。その裏を返せば、普天間飛行場が固定化してしまうと。そうすると、我々が好むと好まざるにかかわらず、普天間飛行場が固定化するというまた新しい案が出てきた。そうなってくると、どうなるのですか知事は。普天間飛行場は、絶対にこれは一刻も早く撤去、閉鎖させなければならないと、これがそもそもの原点ですよ。ここから出発しているわけですから、今キャンプ・シュワブ陸上案だとか、ホワイト・ビーチ地区沖合を埋め立てる案とか、アメリカ側はこれに対しては、これを沖縄県が受け入れられないと言うのだったらノーですよと、固定化—決まるまでこのままですよというような第3の案が出てきた。少なくとも知事は、このままでは絶対だめだということは言えるのではないですか。どうなのでしょう。この普天間飛行場の固定化という話ですよ。

○上原良幸知事公室長 普天間飛行場の固定化ということは、絶対だめだと言

っています。

○具志孝助委員 普天間飛行場はこのままではいけないと言って、どこかに移設させる代替案の話が出てきたけれども、迷走しているうちに解決策を見出し切れない。そうこうやってるうちに今、結局はキャンプ・シュワブ陸上案とホワイト・ビーチ地区沖合案の2つのいずれかで政府は決めようとしている、こういうような状況がうかがえるわけですね。これに対して、アメリカ側が牽制をして、沖縄県側がその2つは受け入れないということだったら、我々は交渉の対象にしませんよということで、普天間飛行場がこのままで、代替施設の建設はもとに戻ってしまうと。普天間飛行場が固定化—アメリカ側も、では普天間飛行場をそのまま使いますよと、こういうような結果の案がまた出てきたと。そうであるならば、テーブルをたたいて、とんでもない話だというようなことを少なくとも知事はコメントすべき、言うべきだと私は思っているのです。私は、県内はだめだと、この2つはだめだと言ってほしいけれども、それでも言わないというわけですから、あえてこれを聞いているのです。すなわち、知事は今のままで黙ってはいけません。

○上原良幸知事公室長 今のまま黙っているわけにはいかないということですが、この2案も含めてそうですし、それから、先ほどのアメリカサイドが地元がのまないだめだということは、結果的に固定化を図っているというような情報があると思いますけれども、そういうものがまだ確認された情報ではないわけですよ。そういう中で、どうこうするというのを今の段階では言えないと思います。

○具志孝助委員 政府は、どうも状況は大変厳しいことを察知して、平野官房長官はこの沖縄基地問題検討委員会でいろいろと話し合いをし、最終的には政府が引き取って決めると。ただし、アメリカと交渉するまでは公表しないと、沖縄県側の意見を聞かないと、このようなことまで平野官房長官は言っているのです。沖縄県側の頭越しには絶対にやってはだめだと、こういうようなことをずっと沖縄県議会も知事も訴えてきたわけですが、いよいよ政府は何を考えているのか。政府案がある程度まとまっても公表しないのだと、秘密裏にある程度可能性が出るまでは、交渉するまでは言わないと言っているのですよ。沖縄県側に意見を聞いたなら障害になるので聞かないというような態度だと思っているのですよ。このことに対しても、当然ながら私は抗議をすべきだと思っています。このことについては、どう考えますか。

○上原良幸知事公室長 今の平野官房長官の発言といいますか、確認できておりません。新聞か何かで情報があつたと思えますけれども、その点我々は平野官房長官と直接お会いし、今度は木曜日に北澤防衛大臣が来られますし、そういうことでは政府と直接やっているわけですよ、担当大臣とですよ。ですから、報道などでこう言っているがどうかと言われても、なかなかそれに対してこうしますとかあしますとかは、なかなか今の段階では申し上げにくいということです。

○具志孝助委員 知事公室長を困らそうとは思っていませんけれど、知事はいろいろな案が出てきたときに、私はほとんど聞いておりません、どういうことですかと平野官房長官に尋ねても、平野官房長官はゼロベースですと、ゼロベースと言ってずっと逃げているのですよね。これで果たしていいのかと思っているのです。ここまで話がどんどん進んでいるにもかかわらず、県知事に対してもゼロベースだと言っている。きょうの新聞などでも、高嶺県会議長も会っていろいろと話をしたい、意見を申し上げたいと言っても、それも断られていると。こういうような今の政権、政府に対して、私はこのような重要な問題でこれだけ沖縄県民がまとまって意見を表明しているにもかかわらず、このような沖縄県民の声を無視するような政府に対して、もっと怒りを持って態度を明確に表明すべきだと思っているのですよ。なぜだろうと思って、不思議で不思議でたまらないですよ、ゼロベースという答えがね。それではですよ、あえて少なくともアメリカ側と話し合いをする前に、政府の考え方は当然沖縄県側に示して、沖縄県側の意見を当然聞くべきだと、こういうようなことをやるべきだと思っているのですよ。やっているのですか。それともどうなのですか。政府との間で、きちっとした約束になっていますか。

○上原良幸知事公室長 先ほど、進め方を含めてまだよくわからないと、前回平野官房長官とお会いしたときには、はっきり今どういう進め方をするということも言っておられませんでした。それが、ではいつになったらそういうプロセスといいますか、それから具体的に幾つ案を出してくるとか、まさにこれからだと思います。知事も今の政権のやり方はよくわからないということで、いろいろな発言がマスコミを通じて報じられるものですから困っていますけれど、ただ政府からは決まってからではなく、当然決まる前にもきちんと相談すると言っていますので、これがどの時点なのかということは、もし3月に何らかの一さつき具志委員が言ったように、具体的な場所が出るのであれば、も

うそろそろそういう話がないと納得できないし、そういうこともあって3月中に何が出てくるのかということは、これからいろいろな各大臣、あるいは平野官房長官とのいろいろなルートで入ってくると思います。

○具志孝助委員 堂々めぐりしてはいけないし、時間も気にしておりますが、きょう話し合うと言っている。3月いっぱいには決めると、政府案を決めると言っています。政府との間で、このことについてはしっかり知事に対して相談をすることになっておりますか。知事は、このことについてどのような腹づもりでおりますか。

○上原良幸知事公室長 この間のいろいろな話し合い、意見交換を通じて、知事は自分なりに信頼を裏切ることはないと思っております。ですから、当然そういう信念をお持ちだと思います。政府とのそういう今後の交渉を含めて、きちんとした対応をやってくれるだろうと。もしそれがなければ、大変混乱する状況が出てくるわけですから、そのことについて、政府も当然その辺は考えていると思っております。

○具志孝助委員 きょう、あす政府案がある程度決まれば、当然相談があるものと思っております。そうでなければ、知事はそれなりの覚悟を持って政府に当たると、こういうようなことですね。私は、この名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案、ホワイト・ビーチ地区沖合案、この2つの案が同時に複数案で提案されるのか、あるいは1本に絞られる形で提案されてくることはある程度予想されたわけですが、そのことについては、知事は今の段階でコメントできないと、この2案が出てきたら、どんな形で提案されるとしても、このことについては一切受け付けないと、こういうようなことが言えないわけですか。検討の余地はないですか。

○上原良幸知事公室長 政府がどのような出し方をするかわからない段階で、一切聞く耳を持たないという態度はとらないと思っております。

○具志孝助委員 どういう出し方をするかというのは、例えば1本に絞って出すとか、2案の複数案を提案するのか、この2つに1つではないですか。

○上原良幸知事公室長 個人的な意見として御理解をいただきたいのですが、2つの案が出てくると、この2つの案から選ぶという出し方をするのか

ですよ。それに、例えば県外も幾つかくつついてくるとか、具体的に県外が入ってくるのか、あるいは2つの案を出して、その他の案とかごまかして、具体的な場所は出さないけれども、その他の案を検討するというようなにおわせ方をするのか。平野官房長官はたくさん出てきていると言っているわけですよ、いろいろな提案があると。ただ、これを今自分が言った場合に、いろいろな憶測を招いて、地元が混乱するというようなことも言っておりましたので、どういう出方をするかというものは予想が付きません。ですから、3月にそもそも場所も出てくるのかどうかも含めて、出てくる場合はどういったような形なのか、ちょっと今のところわかりませんし、きょうどういう話し合いがなされるのか見守っているところです。

○具志孝助委員 この話は大変重要な問題で、知事がこれ以上の言及を避けている中で、知事公室長がこうやって答弁するというのも、知事公室長の立場としては難しいのかなと思っておりますから、ここで引き下がりますけれども、私はこのような重要な交渉事は断じて譲ることができないと、こういうことであれば、先制をして意思表示をすることが大事だと思っていますし、沖縄県議会もそうあるべきだと。県外移設—そのための県民大会があるだろうし、我々も腹をくくっているのであれば、きちっと自分の立場を明確にするというようなことが大事だと思っていますから、今繰り返し質疑を申したわけでありませけれども、ぜひとも自分の立場というものは明確に、県民から誤解がないように、可能な限り言葉ははっきりとおっしゃったほうが私はよろしいかと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 今の陳情平成20年第204号の件と、陳情第34号日米地位協定の見直しを求める陳情ですが、まず陳情第34号からです。日米地位協定の問題でも、数年前から改定するべきだという流れがあるのですけれども、なかなか前に進まない。これは、一番何に問題があるのでしょうか。

○上原良幸知事公室長 改定が進まない理由ですね、国がどういうお考えをしているかということだと思いますけれども、なかなかそういうことでは直ちに国がどう思っているかということをもんたくできないわけですが、よく言われているのは、一度あけてしまったら—いわゆるパンドラの箱というもの

がありますけれども、もうしっちゃんかめっちゃんになると、そういうような懸念といますか、そういうものが間違いなくあるのは確かだと思います。

○玉城満委員 このしっちゃんかめっちゃんかと言えば、今沖縄県のほうが相当しっちゃんかめっちゃんかなのではないかなと思うのですがね。僕は最近のこれ一陳情平成20年第204号とはちょっと絡んで考えるのですがけれども、マスコミ操作というか、最近のある大手の新聞社は、要するに沖縄県はわがままで、沖縄県のこの被害者感情ですべてを語り、結局日米同盟にひびを入れていると、堂々と大手の新聞社がやり始めているのですね。これをやり始めるということは、本土の人たちと沖縄県の人たちとの日米地位協定に関する考え方と、日米同盟に関する考え方の温度差がかなりあると思うのですよ。今まで沖縄県で起こった事件を、関係機関一米軍であるとか日本政府に行ったりして抗議をするのだけれど、なかなか前に歩かない。その裏には、日米地位協定があったりいろいろ日米安全保障条約の問題、日米同盟の問題があるわけですよ。ただ知事公室の仕事として、それを訴えるだけではなくて、やはり広報・啓蒙活動というものが絶対に必要になってくると思うのですよ。これは沖縄県だけではなく、本土の人にどういうふうに本当に沖縄県の現実の問題をしっかりと報道をすることができるか、広報することができるか、啓蒙することができるかということ、知事公室のほうで、沖縄県がやはりつくっていかないといけないと思うのですね。そういうムーブメントを、今後やる考えはございませんか。

○上原良幸知事公室長 過去に稲嶺県政のときですけれども、平成15年6月から全国を回りまして日米地位協定の実態といますか、そういうものを伝えて、それによって33都道府県で、こういう見直しの意見書が可決されたという、過去にそういう動きもやっております。今回は、普天間飛行場問題といますか、それで忙殺ではないのですけれども、なかなか手が回らないところもございませぬけれども、改めて日米安全保障条約改定50年という節目の年に、これは沖縄県だけではなくて、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会ともやりますけれども、できたら県も何か独自の動きができないものか、これはこれから検討したいと思っています。

○玉城満委員 民間の方なのですけれど、こういう大手の新聞社に、真実を伝えるための広告を出したらどうかと一大手の新聞社は数社ありますけれど、そのこのそういうところにしっかりと沖縄県の現状を、今伝えられている一部のマスコミの偏った意見だけが、何か本土の皆さんに伝わっているような気がするの

ですね。本当の意味での今の沖縄県のつらさみたいなものを、もう少し知らしめる役目が知事公室もしくは沖縄県の中に絶対あるべきなのです。だから、特番を組むなり、こういう広報活動をしていくなり、沖縄県だけではなく対外的にこれからやっていくべきだと思います。それとインターネット関係—サイバー攻撃とは言いませんが、そのぐらいの告知を全世界的にやっていく必要があるのではないかという気がしておりますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思いますので、次期副知事としての心意気を聞かせていただきたいと思っています。

○上原良幸知事公室長 今回の普天間飛行場問題を通じて、具体的に名前は出しませんが、本土の中央紙でありますとか、市町村の研究者を含めてですけれども、いろいろな日米の関係者といいますか、研究者といいますか、大変語弊がありますが、そのレベルというか、底の浅さみたいなものがどうも感じました。例えば、ゲーツ米国防長官が来るまでに決めなければならないとか、オバマアメリカ合衆国大統領が来日するまでに決めないといけないとか、それから年内に予算があるので決めないといけないとかと言って、どんどんマスコミであつたのですが、結局は何もなかったわけですよ。普天間飛行場の問題というものは、どう位置づけをされているのか、本当にアメリカにとって重要な問題なのかとか、それは正直わかりません。ですから、これについては今後は県も体制をつくって、独自の情勢分析をして、何ができるのか、相当の体制が必要だと、予算も必要だと思いますけれども、そういう中で日米地位協定—繰り返しますけれども、日米安全保障条約改定50年で何ができるのか、いろいろな制約はありますけれども、頑張ってみたいと思っています。

○玉城満委員 最後に、ここ1週間で結構沖縄県のジャーナリストが、本土の国会議員向けに、この基地問題についての講演をやられているわけですよ。それでびっくりしたことに、この本土の国会議員の皆さんは、それまでこの事実—そういうデータすら知らない国会議員の人たちがたくさんいたということがあるわけですね。ということは、沖縄県からどれだけ発信していないかということも露呈しているわけですよ、今までのデータとして。この辺はぜひとも、やはり本土向けに発信することを絶対にやるべきだと思いますので、それを提案して私の質疑を終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 請願・陳情説明資料の45ページの陳情平成21年第207号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情について、これも含めてお聞きしたいのですが、先ほども知事公室長が答弁しておりましたが、政府は核密約の件をテレビやマスコミでもこうこうだったと報告がありました。しかし、今後の取り組みですね、ホワイト・ビーチ地区方面で—これは毎回この陳情などが出ておりますし、米軍基地関係特別委員会でも審査しておりますが、先ほど前田委員からでしたか、本土においてのこういった規制があると、核についての日本政府とアメリカ政府の認識の違いもテレビを見ていておわかりかと思うのですが、今後そのチェック機能というか、国はどうするのかということが具体的にわからないのですが、県としては、こういったうるま市の件について、政府に対し今後どういった取り組みを行っていくか聞きたいのですが。

○上原良幸知事公室長 これも先ほど答弁したと思っておりますけれども、まず今国会で議論されています核密約を含めてですけれども、きょうもありましたけれども、予算委員会でどういう議論がされているかということ、我々は十分情報として仕入れなければならないと思っています。もとより、安全保障の問題ですから、なかなか県レベルで直接アクセスできるわけではないので、そういう国会での議論等を十分収集した上で、沖縄県として何を問いただすかといいますか、国に照会するかどうかという項目をまず整理しなければならないと思っています。今国会で議論を行っておりますけれども、そこでどういうやりとりをするか、それをまず的確に把握する必要があると、その上で県として対応していきたいと思っています。

○中川京貴委員 私は、政府が日米安全保障条約に基づいてしっかり対応していきたい方向性と、また大臣によっては全く違うような方向性が出てきて、先ほど知事公室長が答弁したとおり、恐らく県民も、国民もそういった認識の違いが感じられていると思います。県としても、放射能漏れとかいろいろな事故が発生し、マスコミやテレビがそれを出してから、うるま市の問題も含めてやるのではなくて、いざこういうときにはどうするのかと、過去にもこういう勉強会、米軍基地関係特別委員会でも話が出ていたと思いますが、緊急の場合の対策として立ち上げるべきだと思っています。これについて答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 当然いろいろな防災の話だと思えますけれども、たしか前定例会の米軍基地関係特別委員会における山内委員の御質疑だったと思えますけれども、どこに防護服があるかわからないとかいう状況がありましたけれども、当然担当セクションにおいては十分把握していますし、地域住民の不安を取り除くための体制については、地元うるま市とも連携しながら構築してきましたし、さらにこれからもやっていきたいと思っています。

○中川京貴委員 請願・陳情説明資料の48ページの陳情第11号に絡めて、普天間飛行場所属航空機を嘉手納飛行場へ統合する案を含めて、一時移駐についても反対という陳情が嘉手納町議会から出ておりますが、これを含めてちょっとお聞きしたいのですが、先ほど具志委員からもいろいろ質疑が出ていましたが、もともとは普天間飛行場を動かそうと、普天間飛行場の危険性の除去をしようということについては、当初から48名の県議会議員は一緒なのです。しかしながら、方向性については県内移設やむを得ずと一その当時は御存じのように、名護市の岸本市長から島袋市長にかわって、地元の合意を取りつけて、普天間飛行場の危険性を除去しようと、当時の自由民主党政府が進めてきたのです。しかしながら、昨年8月の衆議院議員総選挙で、政府が自由民主党、公明党政権から民主党連立政権に変わりましたよね。沖縄県選出の自由民主党の国会議員はほとんど敗北、全滅です。その全滅した中で、去る名護市長選挙において、移設反対の市長が誕生したと。私が理解できないのは、政府が言う民意とは何ですかと、政府が言う民意一県民の気持ちにのっとって基地問題を解決すると言いながら、現時点ではそうではないですよ。県内移設のたらい回しでしかないような状況をつくっていると感じているのです。13年間、自由民主党政権はほったらかしたのではないかと批判をする方もいますけれども、自由民主党は13年かけて環境調査をし地元の合意を取りつけて、もう仕方ない、ベストではないけれどもベターで普天間飛行場をなくそうという政治判断をしてきたのです。10年以上かかりましたよ。しかしながら、それを去る衆議院議員総選挙で県民や国民が自由民主党にノーと突きつけたわけですよ。それが民意であるのであったら、県内につくる必要性があるかということ、我々自由民主党沖縄県支部連合会はなぜ方向転換をするのかとおしかりも受けているわけです。しかしながら、県民の民意は県外移設だということであったら、今の政府が責任を持ってそれをやっていただきたいという考えなのです。自由民主党、公明党政権と日米両政府の合意で進めてきたかもしれない。しかしながら、今は民主党連立政権なのです。民主党連立政権が責任を持って、県民との約束一悪くても県外、国外にもっていくと言って、県民との約束を取りつけて政権ができた

はずであります。そこで、沖縄県選出の国会議員も誕生しているのです。それが実現できないとなれば、私は代表質問でも質問しましたが、県民をだましたのである、それ以外はないと思っています。県としてはどういう判断をしているか、ちょっとこの件についてお聞かせください。だましたと思いませんかということです。

○上原良幸知事公室長 だました、だまされたということは、ちょっと私の口からは申し上げにくいのですが、そういう言い方がふさわしいかどうかはわかりませんが、政治がつくり出した状況というものは、政治の責任で解決してもらいたいというのが行政としての考えです。

○中川京貴委員 もちろん、今知事公室長が答弁したとおりでございます。その結果、県議会議員の中でも離党しますよと意思表示をした方もいますし、また退位を示した国会議員もおります。そういった意味で、私たちはようやくオール沖縄で、この沖縄県の基地問題に取り組んでいる。先ほど委員からありましたように、50年に1度できるかできないかというこの基地問題を、オール沖縄で今取り組んでいる作業なのです。そこでお聞きしています。普天間飛行場の移設先として名護市キャンプ・シュワブ陸上案とか、またホワイト・ビーチ地区沖合案とか、請願・陳情説明資料の48ページの嘉手納町からの陳情に係る嘉手納飛行場統合案も含めて、今政府の中でもいろいろな案がたくさん出ています。そこで、知事公室長はまだ確認されていないと、この確認がされた時点で県としてもいろいろ対応していきたいという答弁でしたけれども、果たしてそれで間に合いますかということなのです。これは一応答えていただきたい。一番懸念されるのは、普天間飛行場の移設先が現行どおり名護市である場合、知事の許可がなければ埋め立てはできませんよね。しかしながら、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案、嘉手納飛行場の統合案になった場合には基地内への移設です。そのときには、知事の許可は必要ないとは思っていますけれども、それで進められた場合は、県はとめることができますか。

○上原良幸知事公室長 そういう制度上といいますか、そういうことからすると、仕組みとしてはとめるという権限はありません。

○中川京貴委員 今知事公室長がおっしゃるとおり、もし嘉手納飛行場統合案が出されて、基地内に建設された場合に、県の土木建築部長は許可すると思いますよ。これをとめる、これを許可しない法的な根拠は、僕はないと思います

けれど、その確認をお願いします。例えば、知事は反対だと言っても建築許可を出すのは県の土木建築部ですよ。土木建築部は、それに反対できないと思いますけれど、これに答えていただきたい。

○上原良幸知事公室長 建築確認の話—そのほかにもあるかもしれませんがけれども、具体的に明確にノーと言えるのかについては、ちょっと判断するものを持っておりません。例えば、建築確認だと土木建築部ですし、あるいは農林水産部からも出てくるかもしれませんがけれども、それについては即座に知事が—例えば反対していてもやらざるを得ないというものなのかどうか、ちょっと今のほうからは正確な答えはできません。

○中川京貴委員 知事公室長、これは法的にできないのですよ。トラブルがない限り、建築確認申請を出さなければいけないのですよ、法律的に違法でない限り。ですから、僕は代表質問でもこの件を申し上げたのですが、基地内移設になってから、それが決定してからでは、知事の権限は及びませんよということなのです。しかしながら、埋立建設とかそういった知事の許可を必要とするものに関しては、県との協議は進められていると思いますが、現在この普天間飛行場の問題をテレビやマスコミで見ていると、政府の最終決定が出た後に県に報告してくるのかなという疑いを持ってならないのですよ。そのときに、先ほど知事公室長がおっしゃったように、政治は政治の判断で、政治で責任をとるべきだというときに、オール沖縄で反対していると。しかしながら、国がそれを決定しておろしてきたときに、その後始末というのですか、やはり責任が出てくると思うのです。一番懸念されるのは、ベストだったけれど、ベターよりも最悪なシナリオになる可能性があるのです。だから、私たち自由民主党は、現行案で当時の名護市辺野古へ移設をしようと、あの普天間飛行場の件を現行案でやろうと言って苦渋の選択をしてきたのですが、先ほど答弁されたとおり、県民はそれをノーと言った。ノーと言ったのであれば、民意としてやはり日米両政府の責任において県外へもっていくことが、私は政治判断で、責任だと思っておりますけれども、その責任を放棄して、また沖縄県にこれを後戻りさせようというような動きがあるものですから、オール沖縄でこの問題を何とかしていこうと今取り組んでいる作業なのです。ですから、出おくれることのないよう、本当に知事の政治判断がやはり必要だと。先ほど具志委員からもあったように、お互いの意見はみんな一緒だと思っております。そういった意味で、知事公室長がいろいろアドバイスもしながら、県の方向性というものをしっかりやっついていかないと、今がチャンスだという勝負どきに県が動かなければ、県

の体制が県内移設になったということになりかねないかという心配があるのですけれど、この件について答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 さっきちょっと言われましたけれども、例えば決まってから公式に発表する1日前に知事にお伝えしましたと、これをもって頭越しではないと言われたら困るのです。頭越しというものは、県が了解しないということ頭越しというように、私はとらえるべきだと思っていますし、もしそういう手続を抜きにして工事を始め工事が完成したときに、まず工事期間中に無用な混乱が起こりますし、それからできてからも、運用は相当支障を来すのではないかと。だから、地元の了解といいますか、それがないとこれは大変なことになるよということは、常に言い続けなければならないと思っています。

○中川京貴委員 先ほど、私も少しどきっとしたのは、やはり県内選出の国会議員が機能の分割とかをし、普天間飛行場の危険性の除去をするというものが出ておりました。ただ、A案、B案いろいろなC案があって、それが同時に出された場合にどうするかと、いろいろな話を知事公室長にされておりましたけれども、やはり一番心配されるのは、この請願・陳情説明資料の48ページの嘉手納飛行場への一時移駐に係る陳情に書かれているとおりなんですよ。これをちょっと見てください。在沖米海兵隊は、昨年12月に普天間飛行場の滑走路補修工事を1月から4月までKC130空中給油機等を13機ですね、全部で固定翼機を含めて、嘉手納飛行場に一部移駐すると、この陳情書に書かれているとおりです。今回の一時移駐は、嘉手納飛行場統合案を示唆するものではないという説明ですが、その13機を嘉手納飛行場で引き取ってくれと、嘉手納飛行場統合を打ち出した既成事実をつくろうとしているのではないかという地元の不安なのです。それだけではありません。また、その次の陳情第37号には、B52戦略爆撃機も飛来していると。それからF22戦闘機ですか、F22戦闘機も嘉手納飛行場で使い勝手放題なやり方の中で、本当に約束事が取りつけられるかと。日米でF15戦闘機が53機ありまして、A部隊、B部隊などがあって、その1つの部隊を県外にもっていくと。そして、機種が120機ぐらいありますので、それを政府間で削減していくと。削減しても、知事公室長これは数字のマジックで、削減しても外来機が入ってきたら、また同じようにまた120機になるのです。それが信用できないというのが、地元の意見なんですよね。ですから、基地内統合がもう決定されてからではどうしようもないですよ。それがされる前に行動すべきではないのかということで、我々自由民主党も県外移設を打ち出したのです。その中で、いろいろな議論もありました。そういった意味では、

私も50年に1度あるかないかという政治判断だと感じていますがけれども、こういうことがもし出てくると、本当に先ほど答弁していましたが、沖縄県民をばかにしているということで、いろいろな事故・事件につながりかねないと思っています。県として、本当にもっともっとこれを考えていただきたいのですけれど、もう一回答弁していただきたいと思います。

○上原良幸知事公室長 まず、演習・訓練の問題ですが、実際、常駐機がどれだけかではなくて、外来機がほとんどローテーションで飛来しますので、騒音等が大変ひどくなっているという一私は嘉手納町議会の皆さんから何遍も要請を受けておりますので、実態等については十分把握しているつもりでありますけれども、ただ県として容認せざるを得ないという立場ですから、直ちにこういった訓練、演習に反対する状況にはないと、一応認識はしています。しかしながら、地元住民あるいは県民の不安、苦痛を生じさせることがないように、あらゆる対策を講ずるべきだということですが、今言った状態一日米安全保障条約に基づき演習を行っていると言うけれども、やり方があるのではないかということを常に言い続けなければならないと。それともっと大きな状況で言いますと、戦後65年、日米安全保障条約を改定して50年、それから本土復帰して40年になろうとするときに、沖縄県の基地はどういう役割、位置づけを与えられてきたのか。それは全然変わらないのかということ、国際情勢、東アジアの戦略関係が大きく変わってきている中で、一体沖縄県の基地というのは、いつまでこういう役割一今はこうだという説明がないままに固定化されてきたと。そういう意味では、今回は全会一致での県議会決議というものを受けて、本格的に基地をどうするかという議論を一県も将来ビジョンをつくりましたので、それとあわせてやっていかなければならないと考えております。

○中川京貴委員 最後に知事公室長、昼夜を問わず嘉手納飛行場を使い勝手放題、やりたい放題の米軍の使用について、夜中の1時、2時とか朝方一きょうも朝の6時から爆音、騒音をまき散らして飛行機は飛んでいますよ。その件で、沖縄防衛局へ自由民主党として要請に行ったときに、真部局長に対して、今の日本政府では米軍との交渉に限界があるので、日本政府ができる範囲内のことはありませんかという質問の中で、防音工事の件ですが、WECPNL75以上は防音工事が該当するのですが、10年たった建物についてはWECPNL85以上しかできないのです。嘉手納町は、もちろん全部できます。しかし、北谷町や沖縄市やうるま市、読谷村はWECPNL75以上ということで、WECPNL85以上ないものだから、10年たっても空調機の取りかえ工事やアルミサッシ

の取りかえができないのです。それをW E C P N L 75まで下げなさいと、これはアメリカ側は関係ないと、日本政府の予算でできるのですよということを申し入れましたら、真部局長も政府の権限の範囲内でできることは精いっぱいやっていきたいという答弁をいただいてきましたので、ぜひ県もそういう一せめてうるさいところの防音工事など、政府ができることは訴えて、その都度訴えて粘り強くやっていただきたい。それができることによって、やはり少しは騒音や爆音の被害の程度を落とすことができると、現実的にできるものはやっていただきたい。日米交渉は日米交渉として国会に任せるなり、地元の声として発信するなり、二段構えでやらないとセレモニー的な政治、あれでは何の解決にもならないと思っています。これを要望申し上げて終わりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 針のむしろの山内です。よろしく申し上げます。本当にそれくらいの覚悟を持って、私たちも民主党の一員としてやっていますので、それくらいの覚悟を持って、やはり県も対応していただきたいというのは、一緒だと思います。今、政党だとか何とか言っている場合ではないと思いますので、一応決意を述べまして、質疑をいたします。先ほど、日米地位協定の問題がちょっと出ましたので、それからいきたいと思います。日米地位協定の改定の件で、玉城委員のほうからなぜ余り動かないのだというところの中で、やはり沖縄県の中にいると、日米地位協定の改定に向けては、皆さんがこれは大変なことだと、改定に向けて本当にやらなければならないというところがありますけれど、実はこの間もありました中部病院への米軍車両の進入の件で、私はその日に外務省に行きまして、外務副大臣と一緒にその担当の官僚の方とその件について話し合いを持ちました。その中で、その官僚でさえも日米地位協定の違反に当たらないというような発言をしたのですよね。それがなぜかというと、病院の敷地内であっても、自由にどういう方でも侵入ができるということなので、それを誤って入っただけなので、日米地位協定の違反には当たらないと、日米地位協定については官僚でさえもそういう感覚なので、そういったところをどういう形で、この沖縄県からメッセージを発信していくのかということが、とても大きな課題だと思うのですよ。そういった意味で、先ほどからあったように、メッセージの出し方を県としても、これまでのメッセージの出し方ではなくて、ある意味で新しい感覚の中で、日本全国に向けてのメッセージの出し方ということを考えないといけないと思うのです。その件について、知事公室

長のお考えをお願いいたします。

○上原良幸知事公室長 やり方については、皆さんの御意見も伺いながら、御提言を踏まえながら、先ほども玉城委員から具体的にアドバイスをいただきましたけれども、そういうことも踏まえまして、より効果的なやり方を考えていかなければならないと思いますけれども、同時に繰り返しますけれども、日米安全保障条約改定50年という節目の年でもありますし、今度、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会でも、沖縄県でシンポジウムをやろうという話とかがありまして、とにかく今11項目の見直しについて沖縄県は出していますけれども、それを網羅的にいつまでも出し続けるのか、あるいはこれはプライオリティーが高いから、あるいは実現の可能性が高いから、特に環境関係ですね、あと日米地位協定第17条もこれはなかなか難しいのですけれども、プライオリティーをつけてやっていくのかどうか、そういうことを含めて、とにかく国のほうはパンドラの箱と言っていますけれども、我々は、とにかく県民の生活にかかわってくる問題ですから、そんなことは言っていられないよということで、具体的な訴え方といいますか、要請の仕方を考えていきたいと思っています。

○山内末子委員 具体的なメッセージの出し方というものは、とても大事だと思うのですよ。その中で、例えば具体的な事例を出しながら一資料によると2006年度に全国で起きた公務外の事件・事故の発生件数が、わかっているだけで1350件ありますよね。その中で、日米地位協定上の賠償支払い件数は、わずか21件しかないのだと。そのほかの分野が、ちゃんと被害者と加害者の間できちんと賠償が成立しているかというところ、それはもう皆無に等しいであろうと、そういう状況が全国に実際あるのですよ。沖縄県の場合には、それが一体どうなっているのかというところを、県としても示していただきたいのですけれど、今の沖縄県の事情がおわかりでしたら、ちょっとお願いしたいのですけれど。

○又吉進基地対策課長 今山内委員のおっしゃった公務外の事件・事故の件数等につきましては、正確なところはちょっとわからないのですが、防衛省の説明によりますと、大部分が交通事故といった形で、当事者間の示談というのですか、そういったもので処理されているということなのですが、日米地位協定に基づく被害者への補償の支払い状況というものの数字が出ておりまして、この5年間で公務上のものは655件、公務外のものが44件といった数字はいただいております。

○山内末子委員 やはり被害者は県民ですよ。そうなってくると、被害者が泣き寝入りしているものが相当数あると思うのですよ。その実態については、把握していますでしょうか。

○又吉進基地対策課長 泣き寝入りの数というものはちょっと把握していませんが、沖縄防衛局にこれは確認いたしまして、繰り返しになりますけれども、米軍関係の事件・事故のほとんどが交通事故であり、特にSACOの合意後は、米軍人等に対し任意自動車保険への加入が義務づけられており、大部分が保険や示談で処理されているのが現状であると、こういった回答が返ってきております。

○山内末子委員 公務外で、国が出した賠償金ですか、昨年度でよろしいのですが、それは幾らになっていますか。

○又吉進基地対策課長 先ほども件数を申し上げましたけれども、具体的な件数というものは、ちょっと今把握していない状況でございます、国が払った金額というものは。

○山内末子委員 やはり、この沖縄県内にいて米軍と交通事故に遭ったと一普通の交通事故であったのなら、県民同士とか日本人同士であったのなら、お互いで賠償金の請求なりそれはあるのですけれど、それがたまたま軍人であったりするとそれが払えない。国がなぜ県民に払わないといけないのかとか、そういう状況などは、沖縄県にいない限りなかなか事故の起きない本土ではわからない状況があるので、そういったことも、実態的に国がどれだけの税金を出して事故の賠償をしているのかということも、すべて出せるような状況というものをいつも県は持っていてほしいのですよ。そういった情報の収集とか情報の発信については、少し弱いのかと思いますけれど、その辺についていかがでしょうか。

○又吉進基地対策課長 そのような点につきましては、やはり日米地位協定第18条というものが一被害者補償に関する規定なのですけれども、そこに県としてはまだ足りない部分があると考えておりまして、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等におきましても、毎年度の要請の中で、公務外の事件等の補償につきましては、日米両政府の責任において補償が受けられるよう、この日米地位協定第18条に明記するように求めているというところでございます。

○山内末子委員 ぜひそういった形で具体的な事例を示しながら、具体的に国民にとってもわかりやすい比較をしながら、日本人同士の交通事故の場合と日本人と米軍の交通事故ではこうなるのだと、それに対し国民の税金がこうやって使われているのだと、だから日米地位協定でもいろいろな形の改定の中で、国民もぜひわかってくれというような働きかけというものをいろいろ工夫してやっていただきたいと思います。日米地位協定については以上です。

次に、東村高江の問題についていろいろありましたけれど、もう少しお願いをしたいと思います。今、なぜ東村高江でこの建設が行われているのか、そもそもそのところで、知事公室長はS A C Oの合意の中でも、どうしても基地負担の軽減だということで合意をしてきたと、これまでずっと認めてきたわけなのですけれど、基地の負担軽減というものは、知事公室長はどのように考えておられますか。その骨子について少しお聞かせください。基地の負担の軽減ということは、どういうものが基地の負担軽減になるかということをお願いします。

○上原良幸知事公室長 まず、負担の軽減で一番大きいものは、基地の面積ですね。今、在日米軍専用施設面積の約75%が沖縄県にありますから、それが減るということです。あと、実際にその運用といいますか、それに当たって一先ほど嘉手納飛行場の例がありましたけれども、騒音とかそういうものが減っていくということ、あとは事件・事故が減るということを含めて、それが軽減だと思っています。

○山内末子委員 私は、その認識についてはある程度理解もしますけれど、ちょっと違うところは、面積の軽減が基地の負担の軽減には必ずしもならないという定義を、もう一つ持っていたいただきたいと思います。もちろん、面積が少なくなるということは、沖縄県からすると負担の軽減にはなります。しかし、一番大事なのは、やはり基地機能の軽減が図られているかどうか、これが負担軽減につながっているのかが一番大きいと思うのですけれど、その機能の軽減についてはどのように考えておられますか。

○上原良幸知事公室長 なかなか難しいといえますか、私のほうで答えていいのかあれなのですけれども、抑止力の維持というものがあります。今回の米軍再編もそうですけれども、沖縄県の基地負担の軽減と抑止力の維持というものを両立させるということがあるわけですから、そういう中で基地機能を軽減するということが、抑止力の低下になってしまうのはちょっとあれかなという部

分はあります。ですから、単純に基地機能を軽減すべきではないかということに関しては、はいそうですかとはいちょっと言いにくいと思います。

○山内末子委員 抑止力というものは、日米安全保障条約を推進している中では、それは必要などころはありますよ。しかし、この沖縄県の基地問題というものは、やはりそれだけではなくて、その基地負担をどうやって軽減するかというと、機能を軽減していかなければ、これは県民が本当に基地がなくなると一基地の島沖縄というところの負担の軽減という部分は、基地の機能が本当に縮小されて初めて、負担がなくなったのだということにつながっていくのだと思います。特に、東村高江の場合には、あれだけ大きな面積の中で、だんだんと住民の側に基地が戻ってくる、つくられていく、それは面積の縮小による基地負担の軽減と言っている知事公室長の立場と、住民からすると基地機能の強化につながっていくことで、決して軽減にはつながっていかない。この問題について、相反することについては、沖縄県として今どういう立場でこれを住民に、県民に説明していくのかということところが、とても問われているのだと思いますけれど、それについてお願いいたします。

○上原良幸知事公室長 先ほど、私は3つ挙げました。1つは、そういう面積が減っていくと、これは軽減になると。同時に、基地があることによる騒音とかいろいろな事件・事故とかを減らすということも、軽減につながるということです。基地から発生する県民生活への悪影響を及ぼすようなものをもっと減らしていくと、それは当然だと私は思っています。

○山内末子委員 いろいろな基地の所在地によって、やはりその辺のところをしっかりとやっているところもあれば、東村高江の問題については、実際にはやられていないというのが現状なのです。まだ東村高江については、なかなかわからない状況もありますので、私は、知事公室長はこれまでずっと沖縄県の基地の問題について、本当にスペシャリストでやってきたと思います。これからは、副知事としてやっていくわけですから、副知事のもとで、基地問題に対しましての今は基地対策課はありますけれど、それだけの職員だけでは本当に足りない状況というものはいっぱいあると思うのですよ。今のこの状況の中で、情報収集能力とかそういうことを考えると、やはりその職員だけではなくて、新たな副知事のもとで、そういう政策一日米地位協定の問題もそうですし、その次の策というのですか、今政府が出されているいろいろな案に対して、どういった答えを出していくのかということも、主体的にいろいろなことをつなげて

いくには、やはり専門的にやっていく皆さんが必要だと思いますので、そういう対策室なり、政策室なりということを今後考えていったほうが、我が沖縄県としては、基地問題の対策については、しっかりとした協議がなされるのかと思いますけれど、その辺についてちょっと御見解をお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 これにつきましては、本会議でもどなたかが御質問されたかと思いますが、今基地対策課とそれから返還問題対策課の両方がありますけれども、やはり日々起こる事件・事故でありますとか、その対応といますか処理というものがどうしてもメインになると。もちろん、返還問題対策課は普天間飛行場の問題をきちっとやっていますけれども、俯瞰的に一先ほどちょっと言いましたけれども、国際環境の変化でありますとか、安全保障関係につきましては、いろいろな有識者がいますので、そういう方々の御意見を聞くなどによって、いろいろな情報収集をして、沖縄県として独自の情勢分析といますか、そういうものができるような体制にもっていければいいのですけれども、何しろ組織、あるいは体制、予算等につきましては、いろいろな制約があるものですから一知事からはそう考えるように言われていますけれども、なかなかすぐあしたからというわけにはちょっといかないのですけれども、それは当然御提言として、前向きに取り組んでいければいいなど。いろいろな条件が許せば、ぜひつくってみたいと思っています。

○山内末子委員 沖縄県の基地問題を考えるときに、やはり沖縄県が主体的に、戦略的なものを持って臨まなければ—今はもちろんこれは、日本政府対アメリカ政府の問題の中に沖縄県がいるわけですから、しかし、沖縄県が主体的にやらなければ、いろいろな話が飛び交っていますのが、頭越しとかそういう流れの中で、どういう問題を突きつけられようが、沖縄県が戦略的なものを持って対峙していただくものを持っていけば、私は怖いものはないと思っています。そういう意味では、今おっしゃっていた—もちろん予算的なものも大事だと思いますけれど、これが未来永劫これからつながっていく戦略室となっていくならば、私は予算も県議会のほうでも、それは皆さんのほうからしっかりやってくれというぐらいの予算をつけられると思っていますので、ぜひこれは積極的にいつかできるであろうではなくて、副知事に就任すると同時にできるようなことをやっていただきたいと思っています。最後に、決意を述べていただきたいと思っています。

○上原良幸知事公室長 これは、前の稲嶺知事でしたけれど、自分の仕事の7

割、8割は基地問題であると。間違いなくそういう状況であるわけですから、もちろん県庁にはいろいろな仕事はありますけれども、やはりそういう知事が7割、8割も時間とエネルギーを割いてる、そういう分野が基地問題であるとするれば、その解決に向けて、御提言のとおり予算も組織体制も含めて、充実していければいいなと思っており、ぜひまた御支援をいただきたいと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 陳情平成20年第204号、普天間飛行場代替施設に関する陳情ですが、先ほどからいろいろな意見や答弁を聞かせていただいて、きょうの7時に新政権が協議をし意見集約をするということで、普天間飛行場の移設について大変大事な局面にきているのかなと思っているのですが、先ほど知事公室長は聞く耳を持たない、そういった報道がされているということで、なかなか県知事として明確にさせることができない理由にそういったことをすると、聞く耳を持たないみたいな答弁でしたけれど、私はちょっとおかしいのではないかなと思っているのですけれど、むしろ聞く耳を持ってもらいたいということが県民の思いなのです。きょうのマスコミ報道でも、もう政府はキャンプ・シュワブ陸上案とホワイト・ビーチ地区沖合案の2案を提示する方針だと、それから鳩山総理大臣が県外移設を断念し、県外移設は難しいという報道の域という表現でしたけれど、このキャンプ・シュワブ陸上案もホワイト・ビーチ地区沖合案も各責任ある大臣と、また国会議員がはばかりず発言をしているわけですよ。その中で、この普天間飛行場の移設問題について県外、国外、いろいろな責任ある人が視察をしたり、いろいろな可能性を探る中で、かかわった自治体は、即反応しているわけですよ、受け入れられませんと。また、今回のキャンプ・シュワブ陸上案も、またうるま市勝連半島沖合案も、地元は絶対に許さないと、このような意思表示をしているわけですよ。例えば、先ほど国がどういう案を提示してくるか、どういう出方を示してくるかが見えないと、その経過についていろいろ説明を受けて判断をしておっしゃっていましたが、もし、いろいろと県外、国外を探りましたが無理でしたと、結局沖縄県内にお願ひしますということになった場合は、県はどうするのですか。

○上原良幸知事公室長 まず最初に誤解があると思いますが、聞く耳を持たないという話は、聞く耳を持たないというような態度をとるわけにはいかないとやったわけで、それはちょっと誤解のないようにお願いします。県内しかない

ということで、そうなってきたときにどうするのかということですが、これは私がここで、きょうにも今週にもそういう内容を迫られるかもしれませんが、今の段階でどうするかということについては、やはり発言するわけにはいきませんので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○上原章委員 普天間飛行場の危険性の早期の除去、これが原点でありますけれど、それがあゆむゆえに、結局この沖縄県は今の政府が何をもっていくにしても、受け入れざるを得ない、検討の余地がある。だから、こういった2案が出ても、去年は県外、国外と言った新政権が、舌の根も乾かないうちにこういった案を持ち出してくる。それに対して、県がなかなかはっきりしないということは、検討する余地が地元にはあるのだという誤ったことを、この新政権に示しているということになって、今回の事態になっているのではないかと思うのですよ。ですから、我々は聞く耳を持つとは言っていないで、明らかにキャンプ・シュワブ陸上案とホワイト・ビーチ地区沖合案というものはあり得ないことなのだという事は、地元の代表である知事がはっきり言わないと、結局この案が突きつけられてくるということになるのではないですか。

○上原良幸知事公室長 先ほどから申し上げておりますけれども、まだきちっとした確認をしていない情報をもとに、予断を持って発言するわけにはいかないということではありますけれども、今おっしゃったような状況といたしますか、そうなったときに、知事として重要な決断をしなければならないということだけは言っておきたいと思えます。

○上原章委員 先ほどの答弁の中で、こういう一つ一つの報道を通して、またいろいろな大臣関係者や責任のある人たちが言っている一つ一つのこういった発言に、県はしっかり基地対策課の中で、それについての一つ一つの議論を本来知事と重ねておくべきだと思っていたのですが、先ほど具志委員からの質疑に、知事公室長は議論はしていませんと。こういった政府が出している、また報道で流れている一つ一つの案について、庁内で議論はされていないのですか。

○上原良幸知事公室長 議論するような内容のものではないと認識しています。もちろん、これはどこから出た情報かということは、知事とは話をしますけれども、まだ確認できないような情報がこれまでいっぱいあったわけです。この半年間は、そういうことを言っているのだと思います。まだ、前提となる

条件がそろっていないということです。

○上原章委員 私が聞いているのは、例えば名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案という報道や、またこれについて地元の国会議員が発言しているわけですよ。こういった1つの事例に対して、県の中ではこれをどうとらえるのだという、そういう議論はされていないのですか。

○上原良幸知事公室長 議論までいくかどうかは別にしまして、例えば新聞やテレビで報道されたことについて、知事は大変関心がありますから、どの辺かな、どのあたりかなと一過去に稲嶺県政のときに県として7案を示していますから、あれをベースにこういう感じだろうなと思いますけれど、いかんせん、どこにどれだけのものをつくるかということは、全くわからないわけです。憶測の域を出ないのです。憶測の域であって、議論というレベルまでは、僕はまだいっていないと思っています。

○上原章委員 その辺の判断材料が、非常に限られているわけですが、ただこの名護市辺野古の問題、普天間飛行場移設の問題は、これまでずっと議論が重ねられて、新聞でも毎日いろいろな見解が出ている中で、例えばキャンプ・シュワブ陸上案が、一政党の案として連立与党の中で、はばからずこれが出されているわけですよ。そういったものが、もしかしたら現実に突きつけられてくる可能性があるわけですよ。そういったものを想定して、県はこの事態をどう受けていくか。私は、本来なら先ほどから話をしているように、これはあり得ないと、むしろ県がしっかり言うべきではないかと思うのですが、議論さえしないと、本当に一つ一つの対応が後手に回ってしまうのではないかと非常に心配しているのです。先ほど、知事が重大な決断をせざるを得ない一することになるというような表現でしかもう話せないというお話でしたけれども、名護市辺野古のSACO合意で地元が真っ二つになり、本当にもう大変な状況になった過去があるわけですよ。県が、今回こういった新政権が、県外、国外は探せませんでしたと、結局沖縄県でとなる可能性があるわけですが、あってはいけないのですけれども、そのときに県は、この普天間飛行場をとにかく移設させる、これが第一義だからといって、ある意味では担保にされて、県内移設やむなしというような道になってしまうのか。私は、今回の問題は党派を超えて一また本当に地域がこんな形で巻き込まれて、ここまできているわけなので、新政権は県外、国外一最低でも県外へもっていきますと約束して誕生した政府ですから、ここでもし新しい政権が、結局は引き受けてく

下さいと来たときに、本当に知事が、沖縄県民がこの60数年本当にこの基地を抱えてきた道や歴史を考えると、徹底してこの新しい政権と対決していただきたいと思うのですが、最後にその件をお聞かせ願えますか。

○上原良幸知事公室長 まさに、これからどういう状況が展開されるかわかりませんが、その内容によりましては、なぜ沖縄県にこんなに基地があるのかから始まって、徹底的に沖縄県の基地問題の背景にある日本と沖縄県の関係を含めて一歴史もそうですが、現実という中で我々はこういう将来をつくっていくという大きな枠組みの中で、国と徹底的に議論していきたい、仕掛けていきたいと思っています。

○上原章委員 沖縄県の今の置かれている現状というものは、全国の中ではテレビ、全国紙とかで大分報道のありようとか、受けとめ方が違うのですよね。その中で、なぜ沖縄県に75%に近い基地の負担を強いているのか、なかなか理解できていないところもあるのですけれど、これは人道上絶対許されないことであるし、また本当に国防のありようの中で、公平な平等な形に本当になっているのか、私は今回どういう形になるにせよ、今回の普天間飛行場の移設問題については、ぜひ沖縄県として一步も引かない一むしろこれまで沖縄県民が強いられてきた基地負担について、その辺をしっかりと県知事を先頭に、政権と対決して、今後の沖縄県の基地のあり方、また沖縄県の歩む道筋というものをしっかりとその辺まで踏みこんでやっていただきたいことをお願いして終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 知事公室長、先ほどから出ている陳情平成20年第204号普天間飛行場代替施設の件ですけれど、名護市においては13年間もこの基地の移設の問題に翻弄されてきておりまして、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ陸上案、それから嘉手納飛行場統合案、あるいは勝連半島一ホワイト・ビーチ地区沖合案ですね、特に名護市においては、去る13日に私ども自由民主党の役員と地元の名護市の久部3区いわゆる久志区、豊原区、それから辺野古区の区長を初め、それから漁業協同組合の組合長、それから軍用地主会長など、それから野党の議員の皆さんと意見交換をする機会がありまして、それをやってきたわけではありますが、今出されているキャンプ・シュワブ陸上案についての問題点

について、いろいろとお話を伺う機会があったわけでありまして。それで、前回の海上案よりもとんでもない案だという指摘を受けているわけで、その3つの案について県の皆さんに、現状、地形あるいは環境の問題等について、どのくらい認識されているのかお答え願いたいと思います。

○上原良幸知事公室長 まだ、具体的な絵といいますか、あらあらでもいいのですが、大体この辺だとか場所や規模も含めて、実際にまだ明らかにされておられませんので、その正確な評価ということは一評価もないかもしれませんが、できませんけれども、キャンプ・シュワブ陸上案については、それは海も大変です。山であっても陸上案であっても、いろいろな生物もたくさんいますし、それから何といいますか、一番の問題は集落も近いし、あと例の国立沖縄工業高等専門学校のこともあるし、近くには爆弾の処理場もありますし、こういうことから考えても、繰り返しますけれども、我々は一番に名護市辺野古は沿岸案がいいということでやってきたわけですから、それがいいわけではないというのがあります。それから、津堅島沖案については、そもそもどうしてこれが出てきたのか、あれだけ大規模な海を埋め立てることが本当に可能なのか、沖縄本島中部地域から同じ中部地域へということになりますので、思いつくだけでもいろいろな課題が出てくると思います。嘉手納飛行場統合案については、先ほど中川委員もおっしゃいましたが、今でもいっぱいっぱいだ。これにさらに付加されるということは、もうノーだということですから、3案についてはいずれも厳しいと、知事は極めて極めてと言っていますけれども、厳しいと思います。

○吉元義彦委員 本会議でも知事は、県内移設については本当に極めて極めて大変厳しいと、そういう答弁を繰り返しなされているわけですが、こういう案があると新聞報道等でわかるわけですから、先ほど3月26日に北澤防衛大臣が見えるということで、どういう説明をされるかわかりませんが、万が一そういう説明が入ってきた場合、そういう情報を収集されて、こういう場所が出てきた場合については、例えば先ほど出ておりましたキャンプ・シュワブ陸上案についてはダムが3つもあるとして、向こうのダムの利用状況、あるいはまた国立沖縄工業高等専門学校の問題、あるいは今まで金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区に指定されてきた名護市のみらい1号館を初め、約2000名ほどの情報関係の企業の雇用が生まれて、どんどん発展してきているわけですね。そういう環境のもとで、1500メートルの滑走路、あるいは名護市辺野古地崎に半径500メートルのヘリパッドまで設置していこうという案—今までの現行案

よりもひどい、とんでもない案だということを地元の皆さんがおっしゃっているわけです。それで、工事の際に流れてくる、海上に流れてくるヘドロ、赤土の問題も大変指摘をされているわけです。そういうことを、知事公室長が先ほどおっしゃっていた交渉の中でやるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○上原良幸知事公室長 知事は、先ほども言いましたように、平野官房長官を初め鳩山総理大臣に対してもそうなのですから、そのたびに沖縄県のそういう厳しい状況といいますか、県内移設については本当に厳しいということは、常々言っています。これから具体的に出てきた場合には、こちらもより具体的に、こういう自然環境、生活環境に影響があるとか、そういうことをきちっと言い続けていくものと思っております。

○吉元義彦委員 先ほど上原章委員からもありましたように、先手先手であらゆる情報収集をして、知事公室長からもあったとおり、交渉事についてはいろいろな情報を収集しておいて、どんどん切り返していくようなことをやっていただかなければ、今回、私どもは新聞あるいはマスコミの情報でしかわかりませんが、頭越しになりはしないかと大変憂慮している状況でありますので、ぜひそういう問題を切り返して頑張ってくださいよう希望申し上げて、終わりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえを行った後、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍車両によるひき逃げ事件についてを議題に追加し、直ちに審査を行うことについて協議を行った結果、議題に追加し、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍車両によるひき逃げ事件については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍車両によるひき逃げ事件についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部交通部長の説明を求めます。

北川秀行交通部長。

○北川秀行交通部長 それでは、米軍車両によるひき逃げ事件について御説明いたします。

本件は、本年3月16日、火曜日、午後10時55分ごろ、軍用車両一通称ハンビーという車両ですが、名護市字辺野古、マンション先、国道329号を名護市二見方面から宜野座村向けへ進行中、同一方向に進行中の男性A、45歳運転の軽乗用車に自車を追突させ、男性Aに頸椎捻挫、同乗していた男性の長男10歳に顔面打撲、次男2歳を車外に放出させ右前額部に裂傷を負わせたのに、同人等を救護することなく、現場から逃走した事件であります。

県警察では、太平洋艦隊軍・第一海軍移動建設大隊に所属する25歳の三等兵曹、女性をひき逃げ事件の被疑者として取り調べているところであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

上原良幸知事公室長。

○上原良幸知事公室長 ただいま議題となっております米軍車両によるひき逃げ事件について、県の対応を御説明いたします。

去る3月16日午後10時55分ごろ、名護市辺野古において、米海軍兵が運転する軍用車両が軽乗用車に追突し、乗車していた3人を負傷させた上、適切な措

置をとらず逃走するというひき逃げ事故が発生しました。

県は翌17日、在沖米艦隊活動司令部、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対して、県警察の捜査への協力とあわせて、服務規律の確保及び交通安全教育の徹底を図り、再発防止に万全を期すよう強く要請したところであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、米軍車両によるひき逃げ事件について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○**桑江朝千夫委員** 質疑をさせていただきますが、まず当初の報道では、ひき逃げとされておりました。最近では、当て逃げというものもありますが、当て逃げとひき逃げの違いと、この事件はひき逃げですか、当て逃げですか。

○**北川秀行交通部長** けが人がいない場合は当て逃げ、けが人がいる場合はひき逃げというぐあいに区分けして使っております。

○**桑江朝千夫委員** 今回のこの事件は、幼児を含め3人がけがをしているので、明らかなひき逃げとしているわけですね。

○**北川秀行交通部長** そのとおりであります。

○**桑江朝千夫委員** 知事公室長に聞きますが、この事件以前また以降のいずれも、車絡み、飲酒絡みの事件・事故が起きていますが、少し懸念というのか、ちょっと疑わしい部分があるのですが一疑わしいというかどうかどうなのでしょう、この海兵隊一若い兵士たちは、基地外で事件・事故を起こした場合にどう対処すべきかというマニュアルは、軍の中にあるのですか。

○**又吉進基地対策課長** マニュアルの存在につきましては承知しておりませんが、犯罪防止のための合同会議の席では、軍が海兵隊員に対し、赴任の際に交通安全教育等を徹底しているというような説明を受けております。

○桑江朝千夫委員 綱紀肅正は次の問題として、この女性兵士によるひき逃げ事件も、車を置いて逃走を図るように、基地に逃げ帰るようにしている。そしてほかの事件でも、タクシーに当て逃げをした事件も、そして酒酔い運転をした事件もどちらも否認をしているのですね。当初は認めないのですよ。どの兵士も同じような対応の仕方であるということを新聞紙上で見ると、どうもマニュアル化されてそのような行動をしているように思われるのです。そして、特に今回の米軍4輪駆動の車両においては、その女性兵士が事故を起こして、逃げないようにして基地内に道すがら歩いている。これを米軍は保護しているようにしか私どもには見えないのですよ。基地の中に入る前に、電話か何かで上司に相談をして、そこから女性を保護しているようにしか見えないのですが、いかがですか。

○又吉進基地対策課長 桑江委員のおっしゃるような事実があるのかはわかりませんが、米軍によれば、リバティール・キャンペーン・プランといったものを作成して、海兵隊及び海軍兵を対象といたしました公務時間外の自由時間における事件・事故の予防のための米軍による指導方針といったものをつくっていると、そういった説明がございます。

○桑江朝千夫委員 先ほどのマニュアルがあるのではないかという話に戻りますが、綱紀肅正は10何年来言い続けております。これから先に進まないのですよ。教育プログラムなるものも、皆さんはそこら辺までは見せてもらっているかもしれません。米軍が兵士に対してどうしているかという指導方針、教育プログラムは見るのが—こうやっているのだよというレクチャーは受けたかもしれませんが、それだけではどうにも解決になっていないわけです。しかも、事件・事故を起こした兵士たちは、同じ対応をとる。そのとり様を見ると、酔っぱらっていても現行犯で確保されても否認をするという、同じような対応マニュアルがあるとしか思えないのです。それを調査する必要があると思いませんか。

○又吉進基地対策課長 マニュアルの存在につきましては、確かに何度も申し上げますが、承知していないわけですがけれども、この事故が起きまして、県としましては直ちに知事公室長名で、綱紀肅正も含めまして再発防止策というものをしっかり示していただきたいといったことを申し上げております。こういった形で申し入れを逐次やっていくと、やってまいりたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 ぜひ積極的にそれを調査してもらいたい。この教育方針とか指導方針ではなく、兵士自身が基地外で事件に遭った場合、あるいは事件・事故を起こした場合のマニュアルがどういう内容なのか。米軍自体がすぐに上司に報告をしなさい、そして上司が来るまでは否認し続けなさい、一切地元警察には口をつぐみなさいと、そういったマニュアルがもしあるのであればどうですか。もしあるとしたときは、どう対応しますか。

○又吉進基地対策課長 そのようなマニュアルの存在というものは、ちょっと想定しにくい部分もございます。したがって、綱紀肅正とか再発防止の観点から、やはり米軍がどのような対応をとっているのかということは、問い合わせたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 ぜひ想定をして動いてもらわないと。戦後ずっとですよ、沖縄市、沖縄本島中部かいわいでは事件・事故が頻発している。その都度、綱紀肅正といってもこの状態ではないですか。次にどうやって踏み込むかということは、やるべきだと思いますね。安心して暮らせる沖縄市、沖縄本島中部地域にするためにも、綱紀肅正だけを言うてはられないですよ、同じことから。そこに踏み込んでいただきたいということを要望して終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 先ほどの北川交通部長の説明の中で、答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

北川秀行交通部長。

○北川秀行交通部長 先ほどの読み上げ文の中で、部隊名を米太平洋艦隊軍第一海軍移設建設大隊と読み上げましたが、米太平洋艦隊軍・海軍工兵大隊が正式でありますので、訂正方をお願いしたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 今回の事件について伺います。報道で見る限りの車の破損状況、あるいは先ほど北川交通部長から説明いただいた男の子一次男の件ですか、外に飛び出すような事故があっても救護もせずに逃げたということで、大変悪質な事犯だと私は思うのですが、その辺について交通部長と知事公室長の見解を求めたいと思います。

○北川秀行交通部長 委員御指摘のとおり悪質な事犯でありまして、我々としても、事故の全容解明に向けて引き続き必要な捜査を進めているところであります。

○上原良幸知事公室長 照屋委員それから交通部長と同様でございますけれども、追突した上で乗員を負傷させたと、それで適切な処置をとらずに逃走したという意味では、極めて悪質だと考えています。

○照屋大河委員 交通部長に伺います。去る読谷村でのひき逃げ死亡事件の件ですが、結局身柄を押さえることができなくて、飲酒運転での立件ができなかったということで、本会議の中でも地元の議員、あるいはたくさんの県民が身柄の確保は事件の解決には重要なことだと感じているのですが—ここ最近の事例も含めて、今回身柄の確保ができなかったという点について、新聞報道の限りですが、これは県警察に少し問題があったのではないかと感じられるのですが、身柄の確保についての見解を伺いたいと思います。

○北川秀行交通部長 当時、沖縄県の警察官はひき逃げの容疑車両、この車両の現場保存に当たってまして、そこにあらわれた米軍の女性が私服姿だったということ、それから夜という現場の状況から、この女性がひき逃げ事件の被疑者であると認識することが極めて困難であったという状況にありました。被疑者としての認識がなぜ困難であったかという理由につきましては、3点ございます。1つは、被疑車両が軍用車両であるということ—加害車両が軍用であったことと、次に軍用車両を運転するのは通常は軍服姿の兵士が運転している—要するに私服で運転しているということは、想像できなかったということです。3点目は、軍の厳しい車両管理のもとでの私服姿、または一般の方が使用することは想定することができなかった。この3つの状況の中で、現場にあらわれた女性の服装—これがサンダル用の履物で七部ズボン、それからTシャツ、全く一般の方と変わらない姿で来ている。それで、警察官としては、そういう先入観があるものですから、事故現場を見物するやじ馬—寝巻き姿のやじ馬的な女性というぐあいに認識したために、本来やるべき職務質問の対象者として把握するということは、困難だということと言えます。

○照屋大河委員 現場にどれほどの私服のそういう人たちがいたのかわかりませんが、想像できなかったという点で、皆さんがおっしゃるのは少し判断のミ

ス、これは想定していなかったということだけで済ませてはいけないと思います。先ほど言ったように、身柄が拘束できないことで、先ほど読谷村の事例を述べましたが、そういう意味では、慎重に慎重にあるいは厳しく確保していかなければならなかったということでもあります。結果として私服にサンダル履きだった女性が—皆さんが見逃した人が今、被疑者として憲兵隊に、米軍側に確保されているということによろしいですか。

○北川秀行交通部長 そのとおりであります。

○照屋大河委員 記事の中にあるのですが、名護警察署のほうは、憲兵隊に促されてこの女性のアルコールの検知といたしますか、あるいは酔っぱらっていないかという調査というか、そういうことをやったということですが、その辺の事実関係について伺いたいと思います。

○北川秀行交通部長 被疑車両の放置現場で、憲兵隊から飲酒検知を要請された際に、現場警察官がその理由を憲兵隊に尋ねております。そうすると、米軍のほうからは、軍用車両の窃盗容疑でこの女性を確保している、ひき逃げ事件に関しては否認しているがもしかしたら関係するかもわからないということで、アルコールの検知を依頼してきたということでもあります。現場の警察官としましては、この女性がひき逃げ事件の被疑者である可能性も捨てきれないということから、飲酒した事実の証拠保全のためにも飲酒検知が必要であると判断して、申し入れに応じ飲酒検知をしたという状況です。

○照屋大河委員 実際にどういった調査になりますか、飲酒検知というものは。最近では簡易に検査ができる道具があると聞いているけれど、実際どういった作業になりますか。

○吉永安彦交通指導課長 現場での具体的な検知の方法は、検知対象者の呼気をビニール袋に採取して、それを検知器に装着しまして、それでアルコールの飲酒量を検知する仕組みになっております。

○照屋大河委員 これで終わったということですか。歩かせるような確認の作業もやったという報道もあるのですが、今言われたように、ビニール袋に入れた呼気の検知だけで終わったということによろしいでしょうか。

○吉永安彦交通指導課長　今回は、アルコール用の検知のみを実施しております。

○照屋大河委員　これは憲兵隊の車が近寄ってきた一先ほど交通部長からあったような憲兵隊からそういう理由で、窃盗の容疑の可能性があるということで検知してほしいということだったのですが、憲兵隊の車の中にいる女性に対してビニール袋でそういう検知の作業を行ったのですか。

○吉永安彦交通指導課長　車の中にいる女性を車外に一たん出して、所定のうがいなどをさせて検知させて、また車の中に戻ったと承知しております。

○照屋大河委員　もう一度戻りますが、この現場において、私服姿の女性というものがどれほどの存在感があったのかということで、その周囲の状況がどうだったのか、やじ馬の状況一先ほどの説明からすると、憲兵隊は容疑は窃盗とはいえ、既におかしいなということで車に乗せているわけでしょう。それを県警察も、ほぼ同時に見ているわけですから、報道にもあるように、身柄の確保ができたのではないかという指摘が多方面からあるわけですよ。そういう意味で、現場の状況一どれくらいのやじ馬がいたのか、米軍人関係ですね、特に私服の人がどれくらいいたかということは確認されていますか。

○北川秀行交通部長　やじ馬が具体的に何名ぐらいたかということについては把握しておりませんが、現場にあらわれた女性は警察官の約15メートルぐらい手前のところにいた憲兵隊に近づき話をしており、そのときに憲兵隊におかしいと思われて、先に憲兵隊が身柄を確保したというようなことであります。

○照屋大河委員　先ほど桑江委員からあったマニュアルではないのですが、ほぼ同時であったかもしれませんが、やはり憲兵隊のほうに寄って行って、これまで繰り返された事件のように今、基地内にいるわけでしょう。そういう意味では、そうなった後に一きょうもずっと議論されている日米地位協定の壁があって、本会議で警察本部長も大変悔しいというニュアンスの答弁もされたように、身柄を確保されてしまうと日米地位協定の壁があって、なかなか沖縄県民一被害に遭った沖縄県民が無視されるような形でしか決着できないときに、先ほど交通部長が言ったように、私服であったとか想像もできなかったという理由では、なかなか県民は納得いかない一私も納得いかないのですが、その辺について、県警察の見解を伺いたいと思います。

○北川秀行交通部長 先ほど御説明申し上げましたとおり、現場の警察官は、この女性がまさか被疑者だという認識が全くなかったものですから、これが憲兵隊に話しかけて、てっきりやじ馬が一女性が英語で憲兵隊と話しているというぐあいにはしか認識していなかったということでもあります。ですから、結果的に酒気運転の対象であったということの認識に欠けていたということは、御指摘のとおりだと思います。

○照屋大河委員 先ほど、やじ馬の状況がどうだったのかと伺ったところ、把握していないということであったので、そういったところも振り返って、これからも捜査をやっていかなければいけないのですが、初動の捜査も含めて検証もしながら、今後の捜査にも当たっていただきたいのですが、現在の捜査の状況ですけれども、米軍に身柄がある女性について、どういう捜査の段階ですか。話せる段階で構いませんが、どういう状況にありますか。

○北川秀行交通部長 被疑者につきましては、米軍当局を通して出頭要請を行い、3月18日と19日の2日間、出頭してきた被疑者から事情聴取を行っております。

○照屋大河委員 もう一度振り返って聞き直したいのですが、知事公室長に聞きたいのですが、憲兵隊というものはどういう権限を持っているのか、基地内で日本でいう県警察のような捜査権があるのか、あるいは基地外ではどのような権限を持つのか。憲兵隊について一米軍の犯罪に対し与えられている権限というか、どういう仕組みなのかを教えてください。

○又吉進基地対策課長 憲兵隊の権限といった御質疑かと思いますが、基本的に米軍人等の綱紀肅正といったものを維持するために、その捜査権というものは基地内にあるということなのですが、ただ刑事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意というものがございまして、日米両国の法律執行員が犯罪の現場にあって、犯人たる合衆国軍隊の構成員、軍属またはそれらの家族を逮捕する場合には、合衆国軍隊の法律執行員が逮捕するのを原則とし、この被疑者の身柄は最寄りの日本国の警察関係者に連行される云々というものがございます。

○照屋大河委員 犯罪の現場ということでありましたが、これは基地内、基地外を問わないわけですね。

○又吉進基地対策課長 これは施設外も同様であります。

○照屋大河委員 県警察のほうに伺いますが、当初憲兵隊が逮捕したという報道があった先ほどの流れからすると、憲兵隊は窃盗の疑いがある人を、外間で飲酒運転の検査をしてほしいと県警察に申し入れがあって、結局検査をして、憲兵隊に連れて行かれるわけですね。その後、憲兵隊が逮捕をしたという報道が最初にあるのですが、その辺についての時間の関係というものはどうですか。飲酒運転の酒気帯びの検知をして、憲兵隊が連れて行くわけですね。その後、皆さんはどうされたのですか。

○吉永安彦交通指導課長 先ほど話したように、憲兵隊に話しかけた、そして次の場面では、もう憲兵隊の車の中にいるのですよね、この女性が。それで、憲兵隊のほうからは、飲酒検知をしてくれという依頼があった、それで現場の警察官がなぜ飲酒検知が必要なのかと聞いたら、実は窃盗の容疑である女性を既に確保している、もしかしたら今回の事件に関連するかもわからないので、飲酒検知をしたいというような流れがあったのです。それで、既に米軍側が窃盗容疑で身柄を確保していると言ってきているものですから、こちらとしても、こちら側に身柄をよこせというわけにはいかないというような状態が生じていました。これが事実です。

○照屋大河委員 そういう事態があって、県警察はこの事件に関する容疑者ではないかというふうには疑いがあると、ひき逃げの容疑の疑いもあるということを感じたと、しかしもう身柄が憲兵隊に確保された状態であったと。その後憲兵隊が逮捕したという報道がされて、県警察は3月17日の午後に逮捕の事実の確認と事情聴取の要請をしたようですが、ほぼ丸1日たった後にしか返事なかったということですが、その辺の事実関係はいかがですか。

○吉永安彦交通指導課長 報道であった逮捕されたということにつきましては、米軍側が事故に関与した可能性がある女性の身柄を確保し、米軍の管理下に置いたと訂正されているのを承知しております。なお、県警察においては、現場で憲兵隊がその被疑者一女性を確保していると、その場で米軍側から連絡があり認識しました。それと出頭要請につきましては、3月17日のかなり遅い時間から米軍に行って、3月18日に米軍側はそれに応じて出頭がなされたという流れであります。

○照屋大河委員 冒頭に申し上げましたが、読谷村の事故のときに確保ができなくて、結局飲酒運転の立件ができなかった。今回の事故についても、かなりの時間がたっているわけですよ。しかも、身柄が確保されて一アルコール検知はやったようではありますが、かなりの時間がたった後でしか事情聴取もできない。あるいは、車両もそのままもっていかれている。そういう意味では、飲酒という事例に対する捜査について、かなりの支障があるのではないかと感じるのですが、その点はどのようなのですか。

○北川秀行交通部長 飲酒の上に運転をし、事故を起こして現場から逃走したという事実を被疑者は認めているということです。

○照屋大河委員 被疑者が認めているという点で、今後、飲酒の立件に向けての、あるいはひき逃げの事案についても、しっかり捜査をしていただきたいのですが、繰り返しますが、身柄の確保は想像もしなかったと一私服であったとかそういった点については、しっかりこれまでの捜査を検証して、これまでの歴史が繰り返されないように、事件・事故について県民が泣き寝入りさせられないように、そういった事例にならないように、教訓として県警察も当たっていただきたいと思います。

○北川秀行交通部長 照屋委員の御指摘のとおり、今回の現場での対応については、今後に生かしていきたいと思います。

○照屋大河委員 知事公室長に伺いますが、読谷村の事件から、今回の事件、あるいはその後もうるま市での病院への侵入の事件、この間、綱紀肅正、指導教育を徹底しろと言い続けていても、先ほど桑江委員からあったように、反対のマニュアルがつくられているのではないかと疑わざるを得ない状況があるのですが、どう教育しているのか、綱紀肅正という形を具体的にどうしているのか、どういう指導をしているのかという点についても、発言するだけでなく、徹底的に求めていく、どういう指導をしているのだ、どういう綱紀肅正の指導をしているのだというくらい強気に、力強く県は立ち向かっていかななくてはいけないと考えるのですが、その点について伺いたいと思います。

○上原良幸知事公室長 まず、最近頻発しています事件・事故に関しましては、きょう実は、在日米軍沖縄調整事務所に対しまして、綱紀肅正等を申し入れて

おります。先ほど、桑江委員からありましたように一事実でないことを願うのですけれど、言い逃れのノウハウ、これはあってはならないと思いますし、もっと真摯に県民から今どのように見られているかということを受けとめて、きちっとした対応をとることが大事だと思っております。どういうことをやっているかということですが、これは外務省沖縄事務所を中心に、いろいろな犯罪防止のための仕組みと申しますか、あるいは対応を行ってございまして、例えば、海兵隊におけるリバティ・キャンペーン・プランの拡充とか生活指導の巡回ということをやっておりますけれども、おっしゃるとおり、もっと強化すべきではないかということになりますと、これは他の組織ではありますけれども、県警察の現場の一線でやっている、頑張っていると思っておりますけれども一日米地位協定というものがどういう内容でどこまで権限があるのか、その辺も十分に熟知していく必要があると思っておりますし、また、これもよく確かめていないのであれなのですが、例えば、夜中に発生していますから、そのときに通訳はどうなっているとか、その辺の初動の体制というものも、これから県警察ともいろいろと御相談をしながら、その改善に努めていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、経過については、照屋委員からいろいろ質疑がありましたので、私は、読谷村の事件が発生した後、この半年間で資料によると、いろいろなことが発生していますよね。これは、いろいろ話が出ていました綱紀肅正で、果たして問題の解決になるのかということですが、私はならないと思いません。やはり、米軍基地があり米軍がここにいる以上、事件・事故をとめることはできないだろうと。交通事故というものは、お互いだれが起こしてもおかしくないものです。問題は、事故が起きた後の被害者ですね、けが人にどう対応していくかと、これはモラルの問題だと思います。そういった意味では、ひき逃げ犯人の—桑江委員から話がありましたように、県民が被害に遭ったと、それを見捨てて基地の中に逃げ込むとか、これまで過去にも何回もあるという中で、これを綱紀肅正というだけで果たして解決できるかと。私はこのことについては、今後も起こりうる。では、今後どうすれば解決できるかということ、交通部長と知事公室長にお聞きしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 単なる綱紀肅正だけでは効果がないのではないかと

うことであります。在日米軍沖繩調整事務所であるとか、そこは定期的にいろいろ会合を行っております。彼らは大変心を痛めています、司令官レベルは。そういう中で、どうしてこうなっているのか、ちょっと聞いてみないとわからないのですが、どうなのでしょう。例えば、ローテーション最近研修した兵隊がしばらくしたら出ていくと、どんどん入れかわっているという状況もあるのかと。いろいろ原因等は、これから分析してみたいと思っておりますけれども、先ほどの外務省沖繩事務所がつくっている仕組みといいますか、それがより強固のものにできるのかどうか、そういう組織があるものですから、まずは対応していったみたい一県として直接何をやるのかということ、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○北川秀行交通部長 県警察としては、それぞれの米軍の個別の基地に出向いて、交通安全教育者による運転適正診断、飲酒運転疑似ゴーグルを活用した飲酒運転の危険性の体験、白バイ隊員による二輪車の安全運転指導、こういったものを実施しているところです。中川委員の御指摘のとおり、これだけで十分なのかということでもありますので、これに加えてどのような教育ができるのか、これについて検討を加えているところであります。

○中川京貴委員 例えば、こういった事件・事故を起こした方は、逮捕されてもまた軍隊に戻ることは可能ですか。アメリカ本国に一たん戻されて、また米軍人として、また沖縄県に来ることもありますか。事件・事故を起こしますよね、それで逮捕されて一たん除隊されたら、二度と軍隊に戻れないのか。

○又吉進基地対策課長 どのような処分を受けているのかということだと思いますが、かつて暴行事件を起こした兵士が、不名誉除隊になったといった報道等もございました。米軍側によると、軍規に照らして処分はしていると言っておりますが、具体的にそれぞれのケースでどのような処分が行われていて、あるいは中川委員がおっしゃるように、また戻ることができるのかということについては、県としては把握しておりません。

○中川京貴委員 私は、こういった殺人事件も含めて、これは今後も起こりうると。それを今後どうしていくかということを一県も協力ワーキング・チームに入っているわけですよ。米軍との協力ワーキング・チームの中で、それがセレモニー化されるのではなくて、やはり解決策は、その部隊の上司を含めて処分の対象にするとか、司令官の責任はどうあるべきかと一こういったものが

部隊から出た場合には、責任の追及を位置づければ、司令官もしくは上司は、自分のためにしっかりやっていくと思います、自分の身の安全を守るために。それぐらい徹底してやらないと、僕はこういった殺人事件とかひき逃げ事件とかは起こりうると思っていますが、その件について、知事公室長と交通部長、お答え願いたいと思います。

○又吉進基地対策課長 おっしゃられる件につきましては、協力ワーキング・チームがあります。やはり組織としての責任なので、上司としてしっかり責任をとっていただく、これを公表していただきたいということを県としても申し上げております。

○北川秀行交通部長 県警察としましても、この事故防止を図るため、今後どのような対策が必要か、それについてさらに検討を加えていきたいと考えているところであります。

○中川京貴委員 又吉基地対策課長から説明がありましたけれども、ぜひそういった協力ワーキング・チームー組織の中で要請はしているけれども結果は見えないと、これをしっかり位置づけることによって、今後、事件・事故が発生したときに、米軍側としてもこういうものが新たに発生しないような施策を出してくるのではないかと考えております。それともう一つは、自由民主党沖縄県支部連合会はこれについては抗議行動をしました。そのときに、外務省沖縄事務所の樽井外務省特命全権大使に対して、何のために外務省沖縄事務所は位置づけされているのかと、なぜ沖縄県に外務省沖縄事務所があるのですかと、この位置づけについて聞きました。それぐらい、沖縄県では米軍の事件・事故が多いということなのです。その窓口として、外務省沖縄事務所はどうあるべきかということも申し入れてありますので、ぜひ県は外務省沖縄事務所とも一緒になって、今答弁したことを明記させるよう努力してください。

○上原良幸知事公室長 検討させていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 飲酒運転、その他の交通事故が続いているのですが、僕はやはり今、イラクや特にアフガニスタンで戦争が行われていて増派されると、そ

ういう面でのローテーションを含めていろいろあると思うのですけれど、やはりアメリカが今行っている戦争、やはり海兵隊ですからそこに行くと、そういう面でホワイト・ビーチ地区、その他からもさまざまな訓練と同じような形で、いろいろな事件・事故が起こっていると思います。私は、やはりアメリカが戦争をする、そうすると戦場に行く、そういう面ではそれぞれいろいろな形で飲酒をする、そういう意味で粗暴になる、そういうものが続いているのではないかと思うのですよ。そう見ないと、これだけ読谷村のひき逃げ事件からいろいろある。結局は、事件・事故を起こしたら、基地なりに連絡してすぐ憲兵隊が来ると、でなければ基地の中に逃げると、そういうふうに当然指示されているだろうし、それが日米地位協定、すなわち戦場で米兵を守ると、治外法権でその国の主権、裁判権に拘束されないでというような形の—そういう意味では日米地位協定そのものが、米軍犯罪の温床、それを野放しにする、そういう状況だと思って見ていますが、とりわけ今のアフガニスタンを含めたオバマ米国内政の増派政策、そういうものが影響しているのではないかと個人的には見ているのですけれど、いかがでしょうか。

○上原良幸知事公室長 今回頻発している事件とオバマアメリカ合衆国大統領のアフガニスタンへの派遣との直接の関係というものは、すぐには結びつけられないと思っておりますけれど、いずれにしても戦場に出ている米兵が戻って来る前には、いろいろリハビリテーション的なものも含めて何らかのクールダウンみたいな処置をやって、いろいろな配慮はしていると思うのですけれど、やはりまだまだ日米地位協定の—そこから逃れるような仕組みになっている日米地位協定を見直す時期にきていると考えております。

○前田政明委員 クールダウンというより、とにかく戦場そのものの異常な実態から脱却できないと、そういう面で発作的にそういう意味でのものはあると思います。それで先に進みますけれども、この新聞報道によると、県警察は憲兵隊の捜査は適切であったという記事がありますが、これはどういう意味でしょうか。

○北川秀行交通部長 捜査を進める中で、当時の飲酒検知の状況や身柄確保などを解明するために、現場の警察官等が聞き取りした結果、3月19日の午前中に、憲兵隊が既に窃盗容疑で身柄を確保していた女性兵士が、今回の事故に関係している可能性があるとのことで、米側から飲酒検知を要請された等の事実が判明し、現場での対応に問題はなかったものと認識しております。

○前田政明委員 これを逆に読むと、このひき逃げ事件と飲酒ひき逃げという犯罪行為があると、それを米軍の中の車両窃盗と置きかえて主張する、それ自体が窃盗という軽い罪を前提に身柄を拘束すると。肝心な大事なやつは、先ほど言ったように、子供を含めて本当に写真を見ても、衝撃的な事故を起こしていると、それは当然、飲酒ひき逃げというものですよね。ところが、それを窃盗なんだと、米軍車両を盗んだのだと、そういうことにすりかえられてしまっていると。しかし、アルコールの検査もやってくれというようなことで、非常にあいまいな状況になっていて、だからそういう面では、逆に憲兵隊のほうに都合のいいようにやられてしまっていると素人としては見るのですけれど、そこはどのようなのですか。

○北川秀行交通部長 憲兵隊が、県警察の捜査を阻んだという認識はしておりません。その理由につきましては、繰り返しになるのですが、大きく分けて2つございます。1つは、現場において飲酒検知を要請された時点で、憲兵隊から、女性兵士を軍用車両を盗んだ疑いで身柄を確保した—お互い捜査員ですから、お互いの捜査をするわけです。その中でも、既に身柄を確保したということを行っている。さらに、軍用車両を盗んだ事実をもう認めていると、憲兵隊がそう言っていると。事故に関係したということは否認しているが、その可能性があるというようなことを憲兵隊が言っております。2つ目の大きな理由は、女性兵士について県警察側も事情聴取をする必要があると、現場においてその旨を要請しております。その要請をしたところ、憲兵隊からは、憲兵隊で身柄を確保している女性の事情聴取を既に継続しているというようなことがありました。さらに県警察でも、その女性兵士が事故に関係していることを否認していると、さらに女性兵士が事故車両を運転していたとことをうかがわせる客観的な資料がない、要するにこの女性がキャンプ・シュワブの前で事故を起こしたとことを具体的にあらわすような資料がないと。そのほかに、米軍が身柄を確保をしているものを遮って、我々はその女性兵士の身柄を引き取るというだけの資料がないということでありまして、有効な事情聴取を引き続き我々にさせてくれという材料がなかったと。それから我々は、全体に必要な内容はすべて憲兵隊を通して得ることができていました。そういったことから、今後の捜査につきましても、憲兵隊も引き続き協力しますと、現場でそういうことを言っているということ等があったので、我々としては憲兵隊から協力を得られているというぐあいに判断したということなのです。

○前田政明委員 身柄引き渡しの要請はどのようなのですか。

○北川秀行交通部長 また繰り返しになりますけれども、引き続き対応するだけの資料がないということから、いずれにしても身柄を引き渡す証拠はないということですから、いたし方ないということでそれ以上の要求はしていないということです。

○前田政明委員 知事公室長、公務外という形で、その場合の一きょうの新聞などにもありますけれども、犯罪の泣き寝入りが多いと。この場合の女性の兵士が公務外ということであれば損害賠償、そういう意味ではかなり実質的になかなか厳しいという状況がありますけれども、その辺の今後の対応とこれまでのこういう事件の場合の大体の救済率や状況はどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 この件に関しましては、まだ当方はこれが公務外なのか公務中なのかというような判断につきましては承知しておりませんが、御質疑の救済率といいますか被害者賠償の状況ということにつきましては、先ほどの質疑の中で山内委員にお答えしたところですが、この5年間に公務上の支払いというものが、沖縄防衛局によりますと、平成16年度から平成20年度までで655件、公務外につきましては44件ということでございます。金額については、公表されていないということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 1つは、憲兵隊がどうして現場に来たか。

○吉永安彦交通指導課長 事故発生直後、県警察が認知した後、米軍捜査機関へ捜査協力の要請という形で手配をしております。

○吉田勝廣委員 そうすると、名護警察署からキャンプ・シュワブの捜査機関に対して、捜査依頼をしたということですか。

○吉永安彦交通指導課長 目撃情報で、米軍車両が軽乗用車に衝突して逃走したという110番通報でしたので、米軍車両あるいは米軍が絡んでいるという蓋然性がありましたので、県警察としては日ごろから行っているように、米軍捜

査機関へ手配などをして、同車両の発見等に関する捜査協力をお願いしました。

○吉田勝廣委員 憲兵隊に対する警察本部の姿勢、つまり憲兵隊は捜査はするけれども逮捕権はない。皆さんが逆に、憲兵隊に身柄を拘束しなさいと言っているのと一緒ではないですか。ここが大きな問題よ。

○吉永安彦交通指導課長 県警察としましては、あくまでも米軍捜査機関へ捜査協力ということで、そういった米軍兵ではないか予想される場合には、米軍に捜査協力を求めています。

○吉田勝廣委員 捜査協力はわかる。わかるけれど、名護警察署が現場に着いて捜査をしているときに、身柄を拘束できたはずだよと言っているわけですよ。第一に、憲兵隊というものは、逮捕権もなく捜査するだけだよ。皆さんは協力要請したわけでしょう。皆さんがやったのは協力要請ですよ。例えば、金武町でさまざまな事件が起きたときに、憲兵隊が拘束をして基地の中に入れると県警察は怒るわけよ。理由は、逮捕権がないのになぜそんなことをするかと、ここは基地外だろうと。基地外では、憲兵隊は何をするかという、逮捕権も何もないわけだよ。初動が早い遅いによって問題が違うから、ここはきちっとしないと。ここは国会でも問題になったし、警察本部長もそういうことを言っている。要するに、憲兵隊は必要ないよと、そのところをしっかりとしないと、皆さんが呼んで身柄拘束をさせたのと一緒だよ。これは警察権の侵害だよ。

○吉永安彦交通指導課長 日米地位協定第17条第10項（B）において、合衆国軍隊の軍事警察は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持ため必要な範囲内に限り、日本国の当局との取り決めに従いかつ日本国の当局と連絡をとることを条件として、施設または区域外においてその権限を行使できるとされていると理解しております。

○吉田勝廣委員 そのことも理解しています。その憲兵隊の権限の行使とは何ですか。

○幸喜一史捜査第一課国際室長 日米地位協定第17条の規定に基づいて、一定の範囲内で権限が行使できるとされています。

○吉田勝廣委員 僕は、権限の範囲は何かと聞いている。権限はどこまで及ぶ

のかと聞いているのです。

○**幸喜一史捜査第一課国際室長** 大きく言って3つの条件がございまして、必ず日本国当局との取り決めに従うこととする。それから、日本国当局との連絡のもとに行うこととする。それから、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のための必要な範囲内に限るとされています。今回の事例で言いますと、実際に現場において憲兵隊と県警察との連絡のやりとりを行った上で、さらに現場においてはそういうことで権限を行使したと日本当局に説明されておりますし、現場の構成員に対する軍車両の窃盗容疑で確保したということは、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のための範囲内におさまっているというふうなとり方です。

○**吉田勝廣委員** それはわかります。それは第2次的なことです。1次的にはひき逃げだから。ひき逃げが第一の事件発生で、それであなた方は憲兵隊に連絡を行った。そして、ひき逃げ車両を運転していることを、基地の中の窃盗として憲兵隊は処理しようとしたわけだよ。あなた方は、そのときになぜそこでひき逃げを主張しないの。そういうところを僕は言っているのよ。でもこれは逮捕権はないのだから、基地外では。

○**高嶺隆喜捜査第一課長** その前に、本件の事実関係につきまして、最初からこのAという兵隊が、容疑者であるという証拠が全くありません。ですから、容疑者としての証拠がある場合については、当然警察官としてはどこでも職務質問の対象、そういった嫌疑がない者に対してぼんぼん質問はできませんので、前提として、今回の場合は現場の状況として県警察がひき逃げ事件との関連性をいまだ把握できていない段階で、現場にあらわれた女性が、憲兵隊車両に乗車されて監視下に置かれていたと、これが一番の大きなポイントです。私がなぜそういう立場で言うかといいますと、米軍関係のものについては、時間が夜中であろうが何だろうが、そういったことがないように連携をとって、その事実確認を連携しながら押さえているものですから、今委員御指摘のとおり、窃盗で憲兵隊が先に来たのではないかと。憲兵隊は憲兵隊で、こちらの情報提供を受けて軍車両の手配はしたと思いますけれども、そのいきさつはこれから検証していかないとはいけません、車両の窃盗で向こうは確保したと。繰り返しますけれども、この女性がひき逃げの容疑者という具体的な資料等があれば、現場で当然ははっきりするのですけれども、憲兵隊から言われたという状況の中で、身柄が憲兵隊に確保されているという状況ですので、最初のスタートとし

て、警察官がこの女性を見て容疑者ではないかなという段階ではなかったということです。このスタートを、ひとつ御理解していただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 要するに、皆さんが憲兵隊に通報して、基本的には、第一に中川小学校の前で発見したのは皆さんでしょう。車を発見して、そこに女性があらわれてきた。事実関係は、僕も情報として一応聞いていますけれど、余りそこは言わないけれども、僕が言っている問題は憲兵隊の役割ですよ。このハンビーはでかい軍車両ですよ。これを軽装で、真夜中の11時にゲートから出るわけですよ。ゲートを出ることで、まず第一のチェックをするわけですね。酒気を帯びているから、第一のチェックをしないとイケない。これが事故を起こして、今度は名護警察署がわざわざ憲兵隊に捜査の協力依頼をやった。そうして、金武町中川で名護警察署の警察官が発見したと。発見してそこに女性があらわれてきた、また憲兵隊もあらわれてきた。一番基本的なことは、そのときの捜査ですよ。僕が言っているのは、県警察こそマニュアルをつくるべきだと、こういうときのマニュアルをすべての警察官に与えると。ここで間違えれば、基地の中に行ってしまうえもう捜査は無理でしょう。だから、僕はそこを言っているのです。常にそういうことが起きる可能性があるから、マニュアルをつくる必要があると。それで、憲兵隊の役割をもうちょっと深く理解しないとイケないというのは、憲兵隊はもちろん軍人・軍属だから、皆さんはちょっと油断したと思いますよ、基本的には。油断というか、英語がわかった人がそこにいたかどうか僕はわかりませんが、英語がわかっていたら、この兵隊に対して言葉をかけていたら、皆さんが困るかもしれない。憲兵隊というものは、もともとそういう役割はないですから、そのところを県警察は素直になって、やはりそのところはこうだった、ああすべきではなかったかなということになれば、次の反省として成り立たないわけですよ。身柄は、今はもう基地の中にあるわけだから。あのとき、皆さんがしっかりしていれば、身柄をこっちに引き取っていただろうし、またその車両も向こうが持っているでしょう。基地の中に入っているわけでしょう。車両も押さえることができなかつたわけですよ。だから、そこに大きな疑問を感じるわけよ。これまでのいろいろな対策において、どうでしょうか。

○幸喜一史捜査第一課国際室長 吉田委員がおっしゃるとおり、いろいろな問題点はあると思います。やはり捜査というものは、現場というものは1分1分動いていますので、現場で対応した警察官が、その場その場で判断するというものは非常に高い場合もありますし、それはそれなりに今御指摘のことは、県

警察捜査一課は捜査一課なりに米軍犯罪についてはこうこうだということの教育はずっと続けていますけれども、吉田委員がおっしゃったように、米軍の財産とかその車についても一財産権の場合には同意が必要とか、差し押さえなどさまざまな制約があります。そういう規定の中で、精いっぱいその警察官がとるべき措置一吉田委員が指摘されたようにマニュアルをつくって、今後、現場のお巡りさんがある程度の英語も話ししながら、そういう対応をすべきかというものは、そういう事件が起こるたびに検討を加えてやっております。ただ今回の場合、現場でまず発見した一これは名護市で発生して、まず第一にその車両からの鑑識活動が優先です。手配していますので、米軍が受けた手配はどういういきさつか、その辺はまた検証しないとわかりませんが、車両窃盗の疑いで憲兵隊は出ている車を検索したと思いますけれども、その現場から15メートル離れたところで、私服の女性が憲兵隊とやりとりをして車に乗ってきて、憲兵隊からこの女性がこの車を盗んだ疑いで今確保していますよと、もしかしたらということで、それだけの情報を受けた段階で、現場の警察官はひき逃げ車両の容疑者だということで当然に思う一蓋然性がありますから、人定事項を職務質問させてくださいと、しかしその場合に、いわゆる緊急逮捕とか現行犯逮捕できる証拠がないわけですね。ないわけですから、最小限そこでやるべき警察官の処置としては、本人の人定事項、それから今後の捜査依頼、出頭に応じてさせてくださいというものが、今のうちのチェックの問題ですね。

○吉田勝廣委員 そうだったら、米軍側は逃げ得だよ、逃げ得。僕が言っているのは、県警察がそういう生ぬるいものだったら、まだ日米地位協定の第何条の協議事項とか、警察本部長はこの憲兵隊に捜査するなど言ったほうがいいですよ、逆に。このときに通訳がいましたか。

○幸喜一史捜査第一課国際室長 詳細は人定事項によってわかるのですが、こちらの渉外官も2名、沖縄警察署から向かったという話も聞いていますし、憲兵隊の通訳官もいると。

○吉田勝廣委員 現場にいたのですか。

○吉永靖彦交通指導課長 女性を発見して、女性が憲兵隊の車の中に確保されたときまでは県警察の通訳はおりません。その後、憲兵隊の通訳官は現場に到着しております。

○吉田勝廣委員 もう大体わかりました。ただ今、こういうことが頻繁に起こっているわけですよ。頻繁に起こっているということは何なのかということ、やはり僕らはお互いに反省しないといけないと思うのですよね。もちろん、米軍に言うのも結構だけれど、そういう捜査関係の中で、やはり基地の中に逃げれば逃げ得であると。それから、窃盗したのではないかということですが、窃盗する判断よ。そこの現場では、この憲兵隊は恐らく窃盗とっていないよ。憲兵隊は後でやったと思いますよ、窃盗という行為に係るものについては。3点目に、これだけ米軍人・軍属の犯罪が発生しているわけだから、やはり警察官に対するマニュアルですよ。これを徹底させて、こういう事件が起きたときにはこういうことをするのだよと、またこうやらなければいけないよということで、日米地位協定は不平等条約になっているわけだから、そこのところをいかにして県警察が有利なように、県民が有利なようにどう展開するかというものは、この初動捜査における最大の基本ポイントだと僕は思っていますよ。だから、ぜひそこのところは頑張ってくださいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍車両によるひき逃げ事件についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、政府が普天間飛行場の移設先として、県内を検討していることに対し、意見書を出すべきではないかとの意見があり、協議した結果、意見の一致を見ることができなかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情29件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍車両によるひき逃げ事件について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、

休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍車両によるひき逃げ事件に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、再度、政府が普天間飛行場の移設先として、県内を検討していることに対し、意見書を出すべきではないかとの意見があり、協議した結果、新たな意見書は提出しないということで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子